

# 令和3年度 第2回市川市介護保険地域運営委員会

日時：令和4年3月22日（火）

午後2時～午後3時（予定）

場所：市川市役所第1庁舎5階第2委員会室

（※Zoomを使用したオンライン開催）

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

議題（1）令和4年度地域包括支援センターについて（諮問）

①令和4年度市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）基本指針・運営指針

②令和4年度市川市高齢者サポートセンター事業計画

議題（2）介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について（報告）

議題（3）地域密着型サービスの公募について（報告）

議題（4）令和4年介護給付適正化事業について（報告）

議題（5）市川市の介護保険事業の特徴について（報告）

議題（6）地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について（報告）

議題（7）その他

### 3 閉 会

#### 《配布資料》

資料1-1 令和4年度市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）基本指針・運営指針（案）

資料1-2 令和4年度 市川市高齢者サポートセンター事業計画（案）

資料2 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について

資料3 地域密着型サービスの公募について

資料4 令和4年度 介護給付適正化事業について

資料5-1 市川市介護保険事業の特徴把握

資料5-2 令和3年度「市川市介護保険事業の特徴把握」（参考資料）

資料6 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

資料7 令和4年度 市川市介護保険地域運営委員会開催予定（案）

【別紙1】

令和4年度市川市高齢者サポートセンター  
（地域包括支援センター）  
基本指針・運営指針（案）

市川市介護福祉課

## 目 次

I	方針策定の趣旨	1
II	高齢者サポートセンターの設置の目的・位置づけ	1
III	市川市の地域包括ケアシステムの構築方針	1
IV	業務共通事項の運営指針	2
	1. 事業計画の策定と評価・改善	2
	2. 担当区域ごとのニーズに応じた業務の実施	2
	3. 市川市との連携方針	2
	4. 公正・中立性確保のための方針	2
	5. 個人情報の保護	3
	6. 利用者満足度の向上	3
	7. 職員の姿勢	3
	8. 設置場所等	3
	9. 高齢者サポートセンター情報の公表	3
	10. 適切な人員体制の確保	3
V	高齢者サポートセンターの業務について	4
	1. 包括的支援事業	4
	2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	6
	3. 地域ケア会議の実施	6
	4. 指定介護予防支援業務	7
	5. その他の業務	7

市川市では市民が親しみを持てるよう、地域包括支援センターについて「市川市高齢者サポートセンター」という愛称を使用します。

# 市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）

## 基本指針・運営指針（案）

### I 方針策定の趣旨

この「市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）基本指針・運営指針」は、高齢者サポートセンターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、高齢者サポートセンターの業務を効率的で円滑に実施するために策定します。

### II 高齢者サポートセンターの設置の目的・位置づけ

市川市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置します。（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項）

市川市は、高齢者サポートセンターを住民の生活区域に合わせて15か所に設置し、事業を適切・公正・中立かつ効率的に実施することができる法人へ委託して事業を実施します。

高齢者サポートセンター間の総合調整等後方支援を行う市川市福祉部介護福祉課包括支援グループと緊密に連携し事業を実施します。

### III 市川市の地域包括ケアシステムの構築方針

第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの推進体制として、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送り、支援や介護が必要な状態となっても安心して暮らしていけるよう、地域の様々な主体の協力のもと、課題抽出や解決策の検討を継続していくことで、本市の地域包括ケアシステムを推進します。

地域の課題やニーズに基づく施策をさらに実現するために、地域住民、支援者、介護サービス事業者、医療関係者、民間団体、民間企業等、地域の様々な主体の持つ強みや資源を活かして取り組む必要があります。そこで、地域で暮らす高齢者等の困難事例から、市の共通課題を抽出し、様々な主体が参加する会議において検討し、解決のための施策づくりにつなげる取り組みを行います。  
（第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画より抜粋）

#### IV 業務共通事項の運営指針

##### 1. 事業計画の策定と評価・改善

高齢者サポートセンターは、担当区域ごとの実情およびニーズに応じた事業計画を策定し、住民にわかりやすく周知します。

高齢者サポートセンターは、市川市が定める方針を踏まえ、効率的で円滑な運営がなされているか等について、自己評価を実施します。

市川市は、高齢者サポートセンターの自己評価を点検し、その結果を市川市介護保険地域運営委員会において報告、説明し、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで一定の運営水準を確保していきます。

##### 2. 担当区域ごとのニーズに応じた業務の実施

高齢者サポートセンターは、地域ネットワーク会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題やニーズを把握し重点的に行うべき業務を定めて業務を実施します。

##### 3. 市川市との連携方針

高齢者サポートセンターは、下記に掲げる各種連絡会議を定期開催するとともに市川市や民生委員・児童委員等が開催する以下の会議に出席することで市川市との連携を図ります。

- ・市川市介護支援専門員研修会
- ・高齢者サポートセンター連絡会（管理者会議、日常生活圏域ごとの会議、高齢者虐待防止ネットワーク会議等）
- ・民生委員・児童委員地区協議会
- ・地域ケアシステム推進連絡会（市内 14 の地区社会福祉協議会主催）
- ・自治（町）会等の地域団体が主催する会議
- ・在宅医療・介護連携推進に関する会議及び研修
- ・地域密着型サービス事業者による運営推進会議
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者による介護・医療連携推進会議
- ・その他関係機関が主催する会議等

##### 4. 公正・中立性確保のための方針

介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録します。  
市川市介護保険地域運営委員会において高齢者サポートセンターの業務に

ついでに報告、説明等への協力をします。

#### 5. 個人情報の保護

高齢者サポートセンターでは、高齢者等の様々な情報を把握するため、個人情報の取り扱いには、十分留意し、守秘義務を厳守します。また、高齢者サポートセンターが有する高齢者等の情報が、業務に関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底します。

#### 6. 利用者満足度の向上

高齢者サポートセンターは、利用者が利用しやすい相談体制を組むとともに利用者の満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備します。

#### 7. 職員の姿勢

高齢者サポートの職員は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

#### 8. 設置場所等

高齢者サポートセンターは、地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所に設置します。また、運営に必要な面積を有する事務室、相談者のプライバシーに配慮した相談室を設けます。

#### 9. 高齢者サポートセンター情報の公表

地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知し、高齢者サポートセンターの円滑な利用やその取組に対する住民の理解を促進するために、市川市は高齢者サポートセンターの業務内容や活動状況等に関する情報を公表します。(法第115条の46第10項)

#### 10. 適切な人員体制の確保

市川市は、地域における高齢化の状況、相談件数、困難事例及び休日・夜間の対応状況等を総合的に勘案し、専門職等が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動が十分に行なえるよう、適切な人員体制の確保に努めます。

## V 高齢者サポートセンターの業務について

高齢者サポートセンターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の知識を生かしながら、常に相互に情報を共有し、協議するチームアプローチにより以下の業務にあたります。

### 1. 包括的支援事業

(1) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います（法第115条の45第1項第1号二）。

当該業務は、後述の第1号介護予防支援事業と一体的に賄われるものとし、具体的なケアマネジメントの実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考とします。

(2) 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。（法第115条の45第2項第1号）。

業務の内容として、地域におけるネットワークの構築、高齢者や家族の状況等についての実態把握、初期段階の相談対応及び継続的・専門的な相談支援、家族を介護する者に対する相談支援、地域共生社会の視点に立った包括的な支援を行います。

(3) 権利擁護業務

地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の



困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）。

#### （4）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等を地域における、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）。

事業の内容として、後述する「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行います。

#### （5）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との連携に努めます。

#### （6）生活支援体制整備事業

地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制を整備するために、ボランティア団体、NPO法人、民間企業、共同組合、コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）等との連携に努めます。

#### （7）認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく生活が送れるように、被保険者に対する総合的な支援を行うため、認知症担当職員として配置される認知症地域支援推進員が中心となり、次に掲げる業務を行います。

なお、専任の認知症地域支援推進員が配置される高齢者サポートセンターに



については、専任の認知症地域支援推進員と連携し、下記の業務を行います。

①被保険者やその家族等からの相談に対し、適切な助言を行う等、必要な支援を行います。また、必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携します。

②認知症の人の家族に対する支援として、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図ります。

③「市川市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」が認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるよう、その活用を図ります。また、改訂を図るときには、意見を述べる等協力します。

④認知症への社会の理解を深められるよう、地域の様々な機会等を通じて普及啓発に努めます。

⑤認知症の人や家族の支援にかかる取り組みの推進のため、他地区の認知症地域支援推進員及び市と情報の共有を図ります

## 2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うとともに、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に努めます。（法第115条の46第7項）

地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①高齢者サポートセンター単位のネットワーク、②日常生活圏域のネットワーク、③市の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意します。

## 3. 地域ケア会議の実施

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員・児童委員、自治（町）会、コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、その効果的な実施に努めます。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市川市と緊密に連携し、かつ役割分

担を行いながら、取組を推進していきます。(法第 115 条の 48 第 2 項)

#### 4. 指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

また、業務の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援基準」という。）を遵守します。

#### 5. その他の業務

(1) 第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二に基づき、総合事業において、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第 1 号訪問事業）、通所型サービス（第 1 号通所事業）、その他の生活支援サービス（第 1 号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

(2) 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、次に掲げる事業を行います。

①介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。

②認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のある者等による見守りのための訪問を行います。

③家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予

防及び病気の早期発見、また、介護から一時的に開放するための介護者相互の交流会等を開催します。

### (3) 市川市の業務への協力

#### ①食の自立支援事業アセスメント業務

配食サービス利用者の心身の状況、その他置かれた環境等の把握及び配食の必要性について調査するためアセスメントを実施します。

②手すりの取り付けその他の住宅改修を行おうとする者からの相談に応じ、介護保険制度を利用した住宅改修に関する助言を行います。

#### ③認知症サポーター養成講座の開催協力

認知症に関する基礎知識の習得や認知症の人の対応の理解等のため、地域からの依頼に応じて、認知症サポーター養成講座の開催に協力します。

④要介護高齢者等からの要望に応じ、要介護認定等の申請その他保健福祉サービスの利用の申請の代行を行います。

⑤あんしん電話が設置されている世帯の状況等の実態を把握し、必要に応じて見守りを行います。

### (4) その他

①高齢者サポートセンターは災害等からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等を把握します。

②食の自立支援事業における配食サービスの利用者をはじめとして、緊急に安否確認の必要な高齢者が発生した場合には、速やかに訪問等により、当該高齢者の状況を確認し、情報収集を行います。また、必要に応じて適切な対応を行います。

③その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。

④新型コロナウイルス感染症に対する業務の取り組みとして、国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染対策を講じるとともに、地域住民に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進します。

市川市高齢者サポートセンター基本指針・運営指針 新旧対応表

修正後(新)	修正前(旧)
<p>【変更】</p> <p>P. 1</p> <p>Ⅲ 市川市の地域包括ケアシステムの構築方針</p> <p>第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの推進体制として、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送り、支援や介護が必要な状態となっても安心して暮らしていけるよう、地域の様々な主体の協力のもと、課題抽出や解決策の検討を継続していくことで、本市の地域包括ケアシステムを推進します。</p> <p>地域の課題やニーズに基づく施策をさらに実現するために、地域住民、支援者、介護サービス事業者、医療関係者、民間団体、民間企業等、地域の様々な主体の持つ強みや資源を活かして取り組む必要があります。そこで、地域で暮らす高齢者等の困難事例から、市の共通課題を抽出し、様々な主体が参加する会議において検討し、解決のための施策づくりにつながる取り組みを行います。<u>(第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画より抜粋)</u></p>	<p>P. 1</p> <p>Ⅲ 市川市の地域包括ケアシステムの構築方針</p> <p>第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの推進体制として、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送り、支援や介護が必要な状態となっても安心して暮らしていけるよう、地域の様々な主体の協力のもと、課題抽出や解決策の検討を継続していくことで、市川市の地域包括ケアシステムを推進します。</p> <p>地域の課題やニーズに基づく施策をさらに実現するために、地域住民、支援者、介護サービス事業者、医療関係者、民間団体、民間企業等、地域の様々な主体の持つ強みや資源を活かして取り組む必要があります。そこで、地域で暮らす高齢者等の困難事例から、市の共通課題を抽出し、様々な主体が参加する会議において検討し、解決のための施策づくりにつながる取り組みを行います。<u>(第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)より抜粋)</u></p>
<p>【変更】</p> <p>P. 2</p> <p>Ⅳ 業務共通事項の運営指針</p> <p>1. 事業計画の策定と評価・改善</p> <p>高齢者サポートセンターは、<u>担当区域</u>ごとの実情およびニーズに応じた事業計画を策定し、住民にわかりやすく周知します。</p> <p>高齢者サポートセンターは、市川市が定める方針を踏まえ、効率的で円滑な運営がなされているか等について、自己評価を実施します。</p> <p>市川市は、高齢者サポートセンターの自己評価を点検し、その結果を市川市介護保険地域運営委員会において報告、説明し、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで一定の運営水準を確保していきます。</p>	<p>P. 2</p> <p>Ⅳ 業務共通事項の運営指針</p> <p>1. 事業計画の策定と評価・改善</p> <p>高齢者サポートセンターは、<u>区域(日常生活圏域)</u>ごとの実情およびニーズに応じた事業計画を策定し、住民にわかりやすく周知します。</p> <p>高齢者サポートセンターは、市川市が定める方針を踏まえ、効率的で円滑な運営がなされているか等について、自己評価を実施します。</p> <p>市川市は、高齢者サポートセンターの自己評価を点検し、その結果を市川市介護保険地域運営委員会において報告、説明し、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで一定の運営水準を確保していきます。</p>
<p>【変更】</p> <p>P. 2</p> <p>2. <u>担当区域</u>ごとのニーズに応じた業務の実施</p> <p>高齢者サポートセンターは、地域ネットワーク会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題やニーズを把握し重点的に行うべき業務を定めて業務を実施します。</p>	<p>P. 2</p> <p>2. <u>担当圏域</u>ごとのニーズに応じた業務の実施</p> <p>高齢者サポートセンターは、地域ネットワーク会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題やニーズを把握し重点的に行うべき業務を定めて業務を実施します。</p>
<p>【変更・追加】</p> <p>P. 5</p> <p>(7) 認知症総合支援事業</p> <p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み</p>	<p>P. 5</p> <p>(7) 認知症総合支援事業</p> <p>認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その</p>



<p>慣れた地域で自分らしく生活が送れるように、被保険者に対する総合的な支援を行うため、認知症担当職員として配置される認知症地域支援推進員が中心となり、次に掲げる業務を行います。</p> <p>なお、専任の認知症地域支援推進員が配置される高齢者サポートセンターについては、専任の認知症地域支援推進員と連携し、下記の業務を行います。</p> <p>①被保険者やその家族等からの相談に対し、適切な助言を行う等、必要な支援を行います。また、必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携します。</p> <p>②認知症の人の家族に対する支援として、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図ります。</p> <p>③「市川市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」が認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の中で共有され、サービスが切れ目なく提供されるよう、その活用を図ります。また、改訂を図るときには、意見を述べる等協力します。</p> <p>④認知症への社会の理解を深められるよう、地域の様々な機会等を通じて普及啓発に努めます。</p> <p>⑤認知症の人や家族の支援にかかる取り組みの推進のため、<u>他地区の認知症地域支援推進員及び市と情報の共有を図ります</u></p>	<p>他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行うため、認知症担当職員として認知症地域支援推進員を配置し、その者が中心となり、次に掲げる業務を行います。</p> <p>なお、専任の認知症地域支援推進員が配置される高齢者サポートセンターについては、専任の認知症地域支援推進員と連携し、下記の業務を行います。</p> <p>①被保険者やその家族等からの相談に対し、適切な助言を行う等、必要な支援を行います。また、必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携します。</p> <p>②認知症の人の家族に対する支援として、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図ります。</p> <p>③「市川市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」が認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の中で共有され、サービスが切れ目なく提供されるよう、その活用を図ります。また、改訂を図るときには、意見を述べる等協力します。</p> <p>④認知症への社会の理解を深められるよう、地域の様々な機会等を通じて普及啓発に努めます。</p> <p>⑤認知症の人や家族の支援にかかる取り組みの推進のため、<u>認知症地域支援推進員及び市と情報の共有を図ります</u>。</p>
<p>【変更】</p> <p>P. 6</p> <p>3. 地域ケア会議の実施</p> <p>医療、介護等の専門職をはじめ、<u>民生委員・児童委員、自治（町）会、コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）</u>、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、その効果的な実施に努めます。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市川市と緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していきます。(法第 115 条の 48 第 2 項)</p>	<p>P. 6</p> <p>3. 地域ケア会議の実施</p> <p>医療、介護等の専門職をはじめ、<u>民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア</u>など地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、その効果的な実施に努めます。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市川市と緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していきます。(法第 115 条の 48 第 2 項)</p>
<p>【追加】</p> <p>P. 8</p> <p>(4) その他</p> <p>①高齢者サポートセンターは災害等からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等を把握します。</p> <p>②食の自立支援事業における配食サービスの利用者をはじめとして、緊急に安否確認の必要な高齢者が発生した場合には、速やかに訪問等により、当該高齢者の状況を確認し、情報収集を行います。また、必要に応じて適切な</p>	<p>P. 8</p> <p>(4) その他</p> <p>①高齢者サポートセンターは災害等からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等を把握します。</p> <p>②食の自立支援事業における配食サービスの利用者をはじめとして、緊急に安否確認の必要な高齢者が発生した場合には、速やかに訪問等により、当該高齢者の状況を確認し、情報収集を行います。また、必要に応じて適切な</p>

対応を行います。

③その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。

④新型コロナウイルス感染症に対する業務の取り組みとして、国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染対策を講じるとともに、地域住民に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進します。

対応を行います。

③その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。

【別紙2】

## 令和4年度 市川市高齢者サポートセンター事業計画(案)

事業名		事業計画
I 第1号介護予防支援業務 (介護予防ケアマネジメント)		
1	第1号介護予防支援 (介護予防ケアマネジメント)	要支援1、2と認定された者および総合事業対象者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。
2	公平性・中立性の確保	業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する際は、事業所選定の公平性・中立性を確保する。
II 総合相談支援業務		
1	地域におけるネットワークの構築	地域における関係機関・関係者のネットワークを構築、連携に努める。
2	総合相談支援	本人、家族等からの初期相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行う。
3	実態把握	高齢者や家族の状況等についての実態や地域の社会資源の把握等を行う。
4	災害時の安否確認及び支援	災害等からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等の把握や、災害時の安否確認及び支援を行う。
5	新型コロナウイルス感染症に関する取り組み	国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染予防対策を講じるとともに、地域住民に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進する。
III 権利擁護業務		
1	成年後見制度の活用促進	成年後見制度の活用を促進するため、制度の説明や関係機関の紹介等を行い、必要に応じ申し立て支援を行う。
2	高齢者虐待への対応	高齢者虐待の事例を把握した場合の対応を行うとともに、高齢者虐待を防止するための研修会への参加等を行う。
3	消費者被害の防止	消費者被害を防止するため、消費者センター等との情報交換、関係機関へ情報を提供、市民への普及啓発等を行う。 消費者被害の事例を把握した場合には、被害者の支援等を行う。
IV 包括的・継続的ケアマネジメント業務		
1	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用のため介護支援専門員研修会を日常生活圏ごとに2回以上開催する。
2	介護支援専門員への指導・相談・助言	介護支援専門員に対する日常的個別指導や相談、支援困難事例等への指導・助言等を行う。
V 在宅医療・介護連携推進業務		
1	在宅医療・介護連携に関する会議・研修	地域の医療・介護関係者による会議、在宅医療・介護関係者の研修へ参加し連携を図る。



VI 生活支援体制整備業務		
1	コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）との連携	地域の特性に応じた生活支援サービス等を提供する体制を整備するため、地域ケアシステムに関連した会議・行事に参加し、コミュニティワーカー(生活支援コーディネーター)との連携を図る。
VII 認知症総合支援業務		
1	相談・支援体制の構築	認知症の相談及び必要な支援体制を構築する。
2	認知症初期集中支援チーム	認知症初期集中支援チームとの連携を図る。
3	認知症カフェ	民間事業者等による認知症カフェを支援するとともに、認知症カフェの企画・運営支援等を行う。
4	認知症サポーター養成講座	認知症の理解を深めるため、関係機関及び地域住民に対する認知症サポーター養成講座の開催協力を行う。
5	認知症地域支援推進員	専任の認知症地域支援推進員が配置されるセンターにおいては、情報共有を密に行うとともに協力体制の構築を図る。
VIII 地域ケア会議の実施		
1	地域ケア個別会議	地域ケア個別会議を各高齢者サポートセンターで2回以上開催し、困難事例等の支援内容の検討を通じ、地域課題の把握や地域づくり、資源開発を行う。
IX 指定介護予防支援業務		
1	介護予防支援	要支援1、2と認定された者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。
2	公平性・中立性の確保	業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する際は、事業所選定の公平性・中立性を確保する。
X 家族介護支援業務		
1	家族を介護する者に対する相談支援	家族を介護する者に対する相談支援を行う。
2	家族介護教室	介護を必要とする者の状態の維持・改善のため、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした家族介護教室を各高齢者サポートセンターで3回以上開催する。
3	介護者相互の交流会	介護をする家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、介護者相互の交流会を各高齢者サポートセンターで1回以上開催する。

介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について

ケアプラン作成委託契約を締結した事業所一覧

受取期間：令和3年9月30日～令和4年3月4日

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類 事業者番号	所在地	連絡先	
1	ケアパートナーマザーシップ		2000.3.27	真間
	居宅介護支援 1270800483	〒272-0034 市川市市川1-22-11-106	047-325-1178	
2	やわらぎの郷		2012.4.1	曾谷
	居宅介護支援 1270803297	〒272-0801 市川市大町438-2	047-337-6121	
3	やわらぎの郷		2012.4.1	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援 1270803297	〒272-0801 市川市大町438-2	047-337-6121	
4	トータルケアあやめ		2007.5.1	市川第二
	居宅介護支援 1271203547	〒270-2222 松戸市高塚新田115-77	047-392-3377	
5	ケア・スポット		2011.12.1	行徳
	居宅介護支援 1372306231	〒132-0024 江戸川区一之江5-15-7	03-5879-5367	
6	ケア・スポット		2011.12.1	南行徳第二
	居宅介護支援 1372306231	〒132-0024 江戸川区一之江5-15-7	03-5879-5367	
7	すずめ		2017.8.1	信篤・二俣
	居宅介護支援 1270908351	〒273-0033 船橋市本郷町443-101	070-3824-3610	
8	タカサケアサポート船橋		2003.4.1	市川東部
	居宅介護支援 1270901802	〒274-0812 船橋市三咲4-11-1	047-407-8830	
9	リンドレ居宅介護支援事業所		2019.7.1	南行徳第一
	居宅介護支援 1270909052	〒274-0816 船橋市芝山3-30-7号棟204号室	047-401-0862	
10	ケア・スポット かんどり		2021.12.1	南行徳第一
	居宅介護支援 1270805821	〒272-0141 市川市香取2-9-11	047-712-8522	
11	ケア・スポット かんどり		2021.12.1	南行徳第二
	居宅介護支援 1270805821	〒272-0141 市川市香取2-9-11	047-712-8522	
12	松戸愛光園 ケアプランセンター		2004.4.1	国分
	居宅介護支援 1271202051	〒270-2222 松戸市高塚新田128-8	047-330-8161	
13	ケアプラン・ニック市川		2007.7.1	大柏
	居宅介護支援 1270802158	〒272-0015 市川市鬼高2丁目20-15	047-712-6596	
14	ケアプラン・ニック市川		2007.7.1	行徳
	居宅介護支援 1270802158	〒272-0015 市川市鬼高2丁目20-15	047-712-6596	
15	ケア・スポット かんどり		2021.12.1	行徳
	居宅介護支援 1270805821	〒272-0141 市川市香取2-9-11	047-712-8522	
16	ケアアドバイス		2022.1.1	大柏
	居宅介護支援 1270805862	〒272-0805 市川市大野町1-482-17	047-337-0803	
17	親愛まつど		2005.8.1	大柏
	居宅介護支援 1271202564	〒270-2221 松戸市紙敷3-10-1	047-311-2805	
18	ケアプランぞうさん市川大野		2022.2.1	大柏
	居宅介護支援 1270805870	〒272-0804 市川市南大野1-1-26	047-711-9334	

## 地域密着型サービスの公募について

### 1. 令和 4 年度開設分の公募状況について

令和 4 年度開設分地域密着型サービスの公募については、以下の日程で公募をおこないました。

(1) 公募時期 令和 3 年 9 月 1 7 日～令和 3 年 1 0 月 2 5 日

サービス種別	整備予定数及び定員	応募事業者数
認知症対応型共同生活介護	1 ヲ所 (2 7 人まで)	4 事業者
小規模多機能型居宅介護	1 ヲ所	2 事業者
看護小規模多機能型居宅介護	2 ヲ所	1 事業者
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 ヲ所	応募なし

(2) 指定候補事業者について

認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の併設

法人名 医療法人社団寿光会

法人所在地 千葉県いすみ市岬町和泉 330-1

施設名称 (仮称) グループホームいきいきの家市川  
(仮称) 小規模多機能ホームいきいきの家市川

建設予定地 市川市原木 2 丁目 1825 番 1 外

定 員 認知症対応型共同生活介護 2 7 人  
小規模多機能型居宅介護 登録 2 9 人 (通い 1 8 人、宿泊 6 人)

開設予定日 令和 5 年 3 月

## 2. 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）に

### おける整備状況について

上段：計画 下段：実績

令和4年3月1日現在

サービス種別	令和2年度末総数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設 (定員29人以下の特別養護老人ホーム)	0カ所		—	
地域密着型特定施設入居者生活介護 (定員29人以下の介護付き有料老人ホーム)	1カ所 定員29人		—	
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	20カ所 定員377人	18人	27人	27人
		つどい「伊勢宿家」 (メディカル・ケア・プ ランニング(株)) 定員18人 伊勢宿111番10 ※R4.4開設予定	グループホーム いきいきの家市川 ((医)寿光会) 定員27人 原木2丁目1825番1外 ※R5.3開設予定	令和4年度 公募予定
小規模多機能型居宅介護	7カ所	—	1カ所	1カ所
		—	小規模多機能ホーム いきいきの家市川 ((医)寿光会) 定員27人 原木2丁目1825番1外 ※R5.3開設予定	令和4年度 公募予定
看護小規模多機能型居宅介護	0カ所	1カ所	1カ所	1カ所
		応募事業者なし (R4年度へ積残し)	事業者辞退 (R4年度再公募予定)	令和4年度 公募予定
認知症対応型通所介護 (デイサービス)	6カ所		—	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3カ所	—	1カ所	1カ所
			応募事業者なし (R4年度再公募予定)	令和4年度 公募予定

第2回市川市介護保険地域運営委員会	資料 4
令和4年3月22日 (火)	

## 令和4年度 介護給付適正化事業について

要介護認定の適正化	
<p>1. 適正な要介護認定調査の実施 認定調査員の資質の向上を図り、認定調査票の精度を高めるために、認定調査委員に対して研修を実施する。 市主催認定調査員研修受講者数 200人</p> <p>2. 認定審査会における適正な審査判定の実施 介護認定審査会の円滑な実施や審査(二次判定)の平準化を図るため、介護認定審査会委員に対して研修を実施する。</p>	
居宅サービス計画(ケアプラン)の点検	
<p>1. 「自立支援」につながる適切なケアプランとなっているかについての確認 利用者の「自立支援」につながる適切なケアプランとなっているかの確認をし、健全な給付の実施を支援する。 48件</p> <p>2. 福祉用具貸与の例外給付対象者についての確認 届出がないと福祉用具貸与の給付対象とならない軽度者に対して、貸与の必要性を確認する。</p>	
住宅改修等の点検	
<p>1. 住宅改修の点検 住宅改修費の支給申請については、工事前後に担当職員が書類を全件確認する。改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等については、工事着工前にリハビリ専門職も同席し訪問調査を行い、適正な工事であるかを確認する。 5件</p> <p>2. 福祉用具貸与の調査 前年度福祉用具例外給付対象者のうち、貸与を継続している利用者を抽出し、リハビリ専門職も同席し訪問調査を行い、福祉用具の必要性や利用状況を確認する。 5件</p>	
縦覧点検・医療情報との突合	
<p>1. 医療情報との突合 国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、入院情報と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の点検を行う。 全件</p> <p>2. 縦覧点検 国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、居宅介護支援事業所より給付管理票の提出があり、サービス事業所からの請求がない場合、確認を行う。 全件</p> <p>3. 縦覧審査結果通知書 国民健康保険団体連合会の点検結果通知をもとに、過誤調整等の実施の有無を確認する。 全件</p>	
介護給付費通知	
<p>1. 介護給付費通知 利用者に発送し、介護サービスの適正な利用に努める。 年4回(6・9・12・3月)</p>	

\* 計画件数については第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画による目標値

# 地域包括ケア「見える化」システムを活用した 市川市介護保険事業の特徴把握

令和3年度第2回 市川市介護保険地域運営委員会

令和4年2月4日

福祉政策課・介護福祉課

# 本稿の構成

---

## ○特徴把握の目的と方法

## ○内容

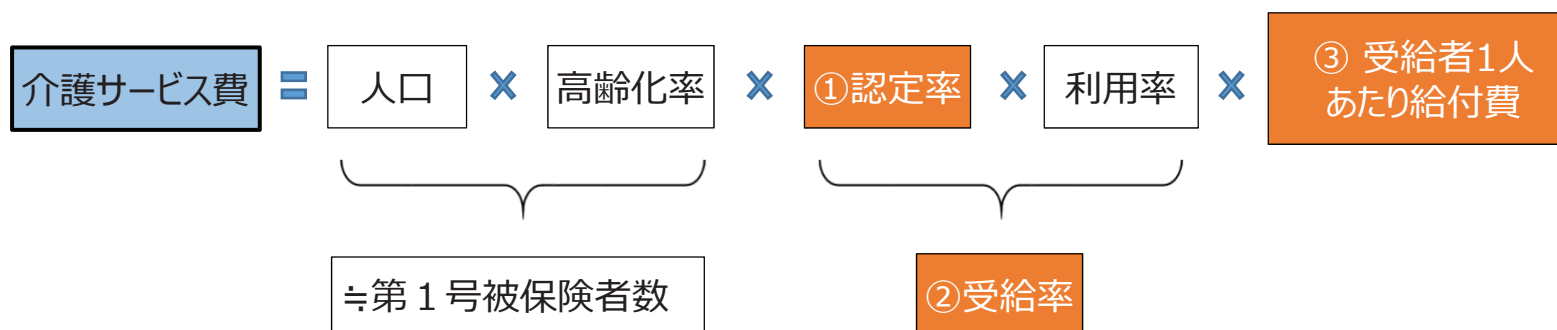
- 1. 認定率 ..... 7ページ  
    推移／近隣市比較／重度・軽度分布
  
- 2. 受給率 ..... 19ページ  
    居宅と施設のバランス／受給率
  
- 3. 1人あたり給付費 ..... 29ページ  
    第1号被保険者1人あたり給付費  
    受給者1人あたり給付費



# 特徴把握の目的と方法

【目的】 本市の介護保険事業の経年変化や近隣市の状況等を把握し、比較分析することにより、本市の介護保険事業の特徴や課題を明らかにし、介護給付の適正化や自立支援・介護予防に向けた取り組みの検討材料とする。

【方法】 介護サービス費を構成する要素である、「要介護（要支援）認定率」、「受給率」、「1人あたり給付費」について、地域包括ケア「見える化」システムから抽出したデータ等に基づいて把握・分析する。



## 参考) 地域包括ケア「見える化」システムとは

---

【概要】 介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が一元化され、グラフや表形式で提供されるwebシステム。

### 【メリット】

- 地域間や経年の比較による現状分析から、保険者の課題抽出を可能とする。  
→ 「調整済み認定率」の活用等
- 一元化された情報を閲覧できるため、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有でき、自治体間・関係部署間の連携が容易になる。

## 参考) 調整済み認定率とは

---

**「調整済み認定率」**とは、**第1号被保険者の性・年齢別の人口構成の影響を除外した認定率**を意味する。

- 一般的に、年齢が高い高齢者は年齢が低い高齢者と比べ、認定率が高くなることがわかっている。他の保険者（自治体）と比較する際に、認定率をそのまま使用すると、本市のように比較的年齢の若い高齢者が多い保険者は、認定率が低くなる傾向がある。
- そこで、第1号被保険者の性・年齢別の人口構成を、ある時点の全国平均と同じになるように調整することにより、地域間での比較がしやすくなる。

# 参考) 調整済み認定率の求め方

$$\begin{array}{c}
 \text{市川市の調整済み認定率} = \\
 \frac{
 \begin{array}{c}
 \text{市川市男性・} \\
 \text{65～69歳の} \\
 \text{要介護認定率} \times \text{【全国】男性・} \\
 \text{65～69歳の} \\
 \text{第1号被保険者数} + \dots + \\
 \text{市川市女性・} \\
 \text{90歳以上の} \\
 \text{要介護認定率} \times \text{【全国】女性・} \\
 \text{90歳以上の} \\
 \text{第1号被保険者数}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{c}
 \text{【全国】男性・} \\
 \text{65～69歳の} \\
 \text{第1号被保険者数} + \dots + \\
 \text{【全国】女性・} \\
 \text{90歳以上の} \\
 \text{第1号被保険者数}
 \end{array}
 }
 \end{array}$$

分子 …市川市が全国と同じ性・年齢別人口構成であった場合の認定者数

分母 …全国の第1号被保険者数

# 1. 認定率について

---

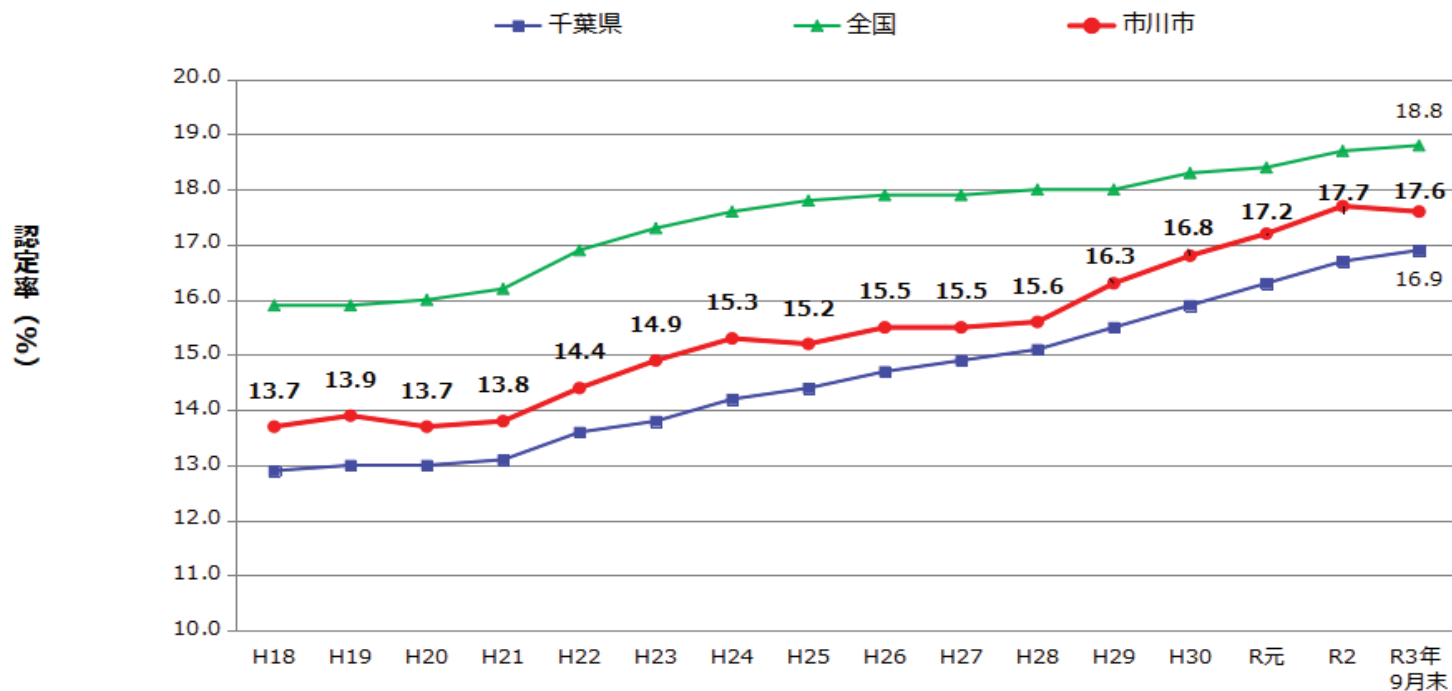
- **認定率**…第1号被保険者のうち、要支援・要介護認定者数の割合
- **調整済み認定率**……性・年齢構成の影響を除外して求めた認定率
  - ・ 調整済み**軽度**認定率…調整済み認定率のうち、**要支援1**から**要介護2**の割合
  - ・ 調整済み**重度**認定率…調整済み認定率のうち、**要介護3**から**要介護5**の割合

## ◆認定率について確認する

- ①推移
- ②近隣市比較【調整前・後】
- ③重度・軽度分布

# 1. 認定率（1）推移

認定率（要介護度別の合計）（R3は9月末その他は各年度末）

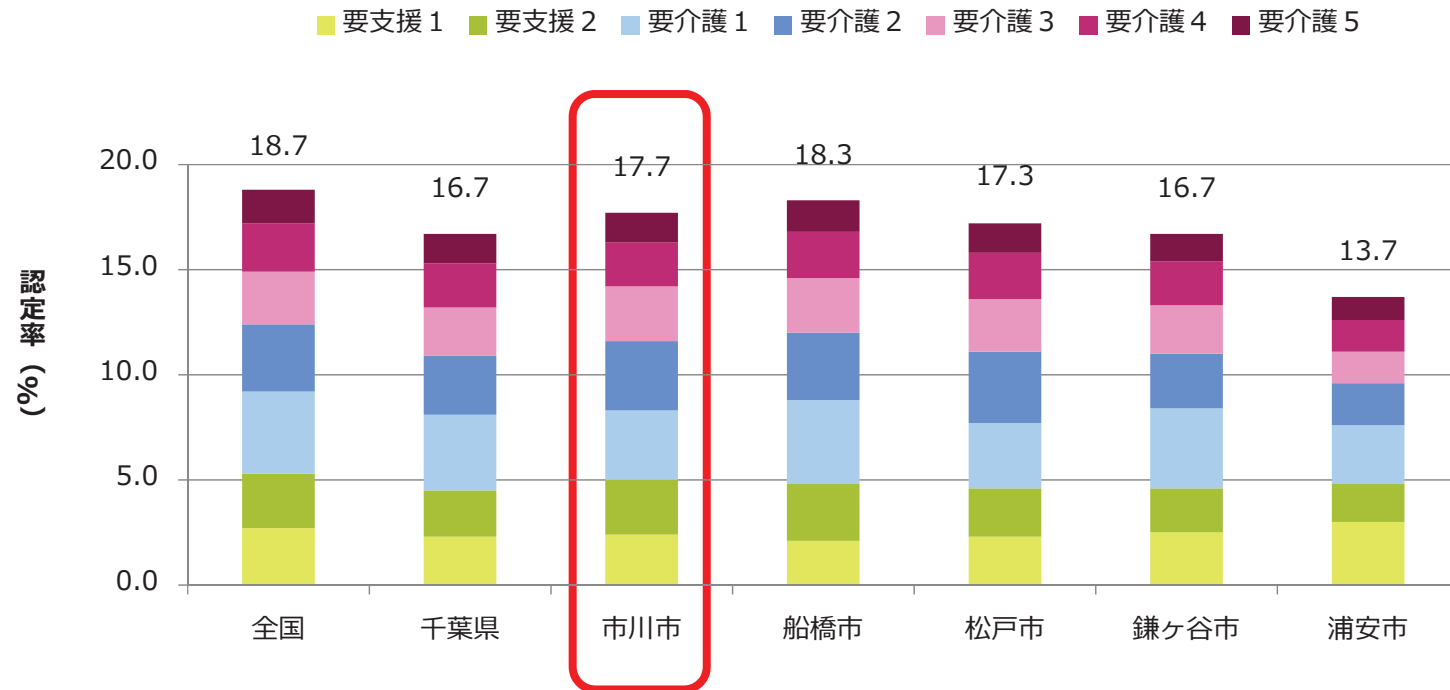


（注目する地域）市川市

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

# 1. 認定率（2）①近隣市比較

## 認定率（要介護度別）



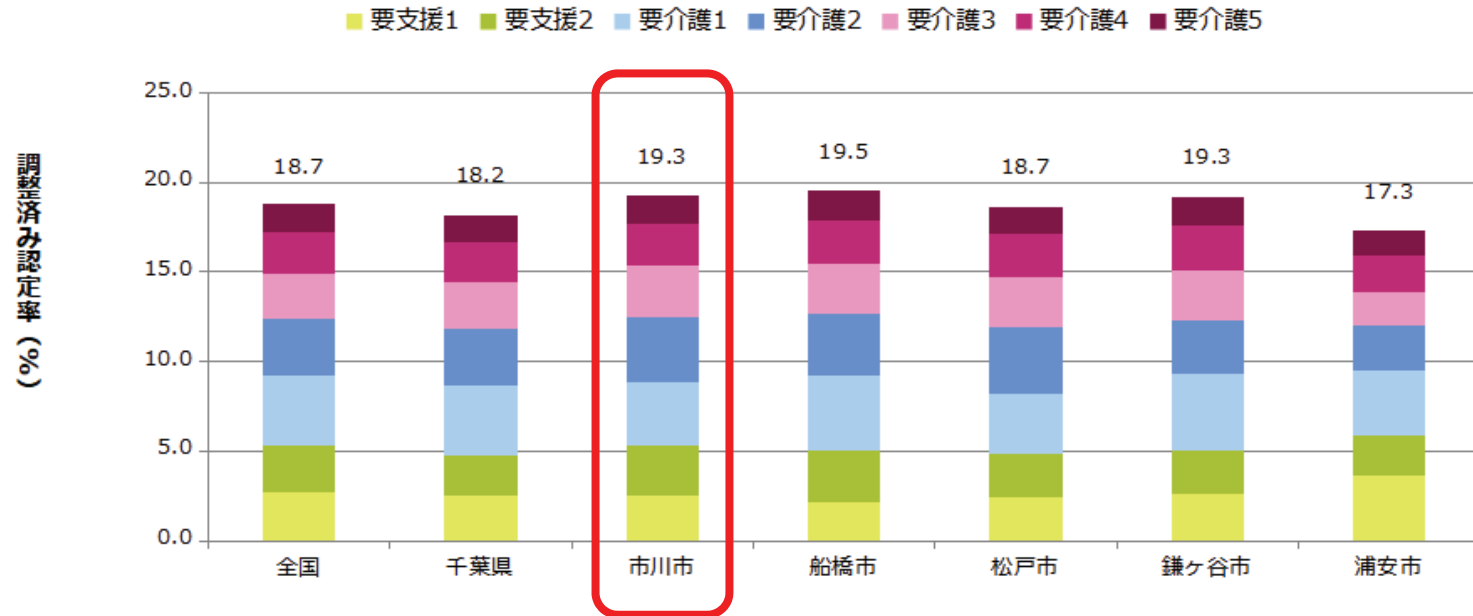
（時点）令和2年(2020年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）



# 1. 認定率（2）②【調整済み】近隣市比較

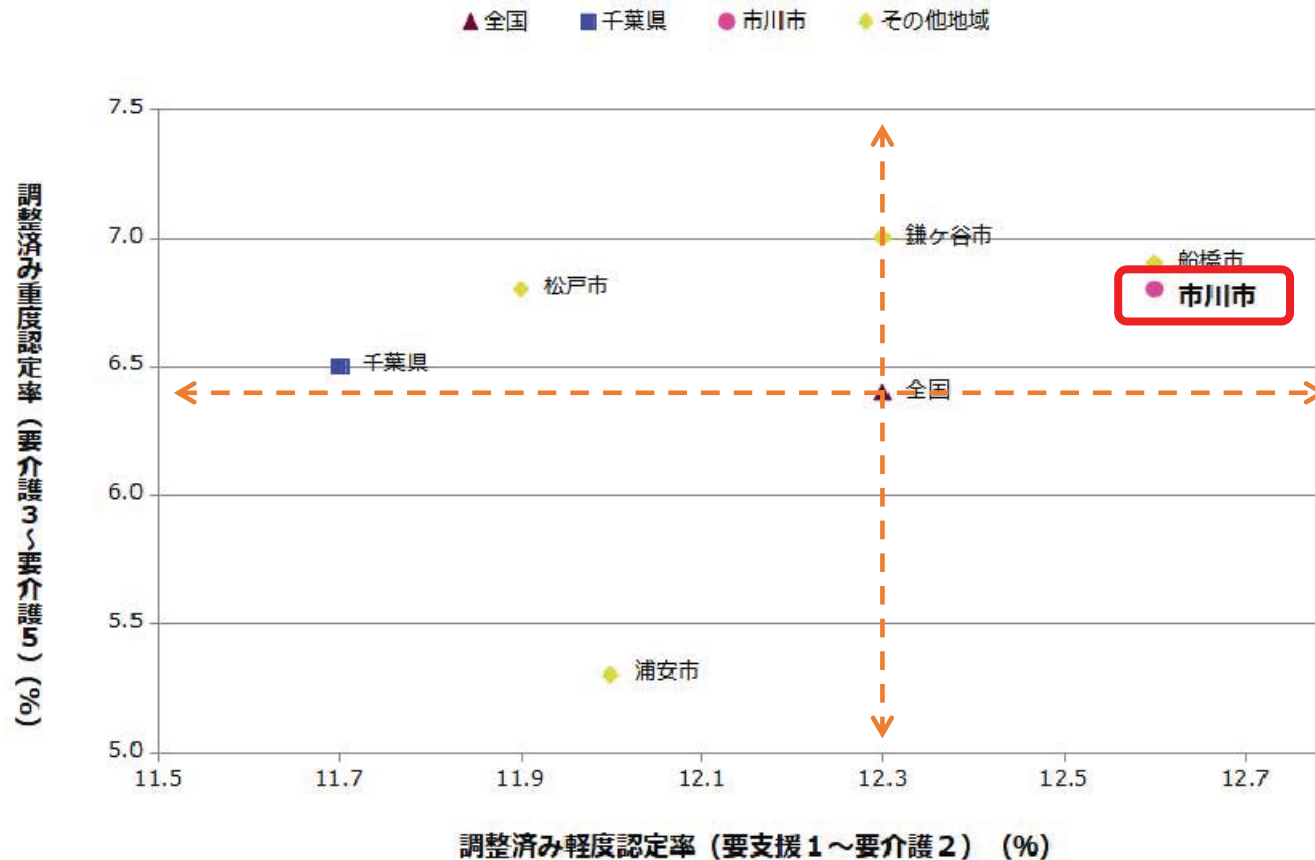
調整済み要介護認定率（要介護度別）



(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報) および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

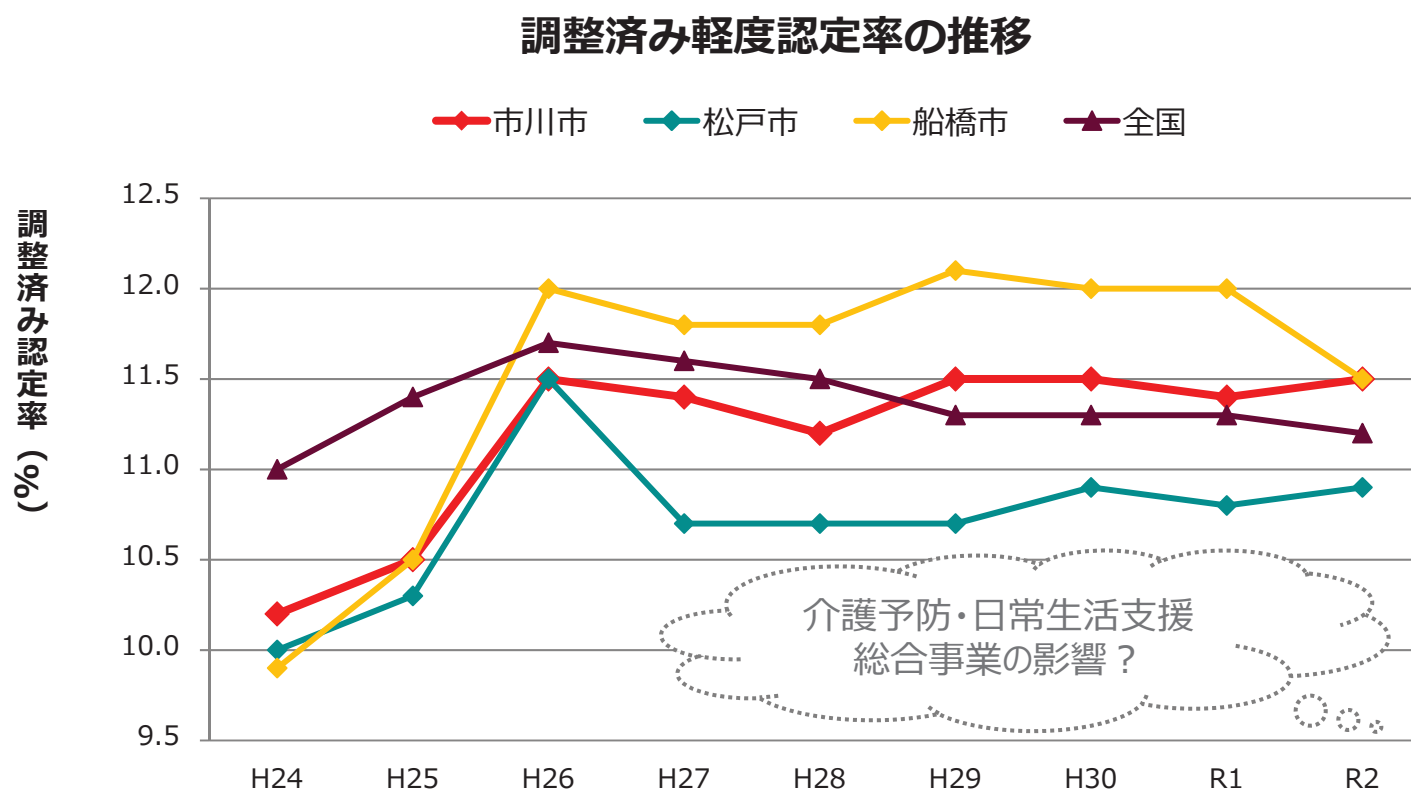
# 1. 認定率（3）【調整済み】重度・軽度分布



(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

# 参考) 調整済み軽度認定率の推移

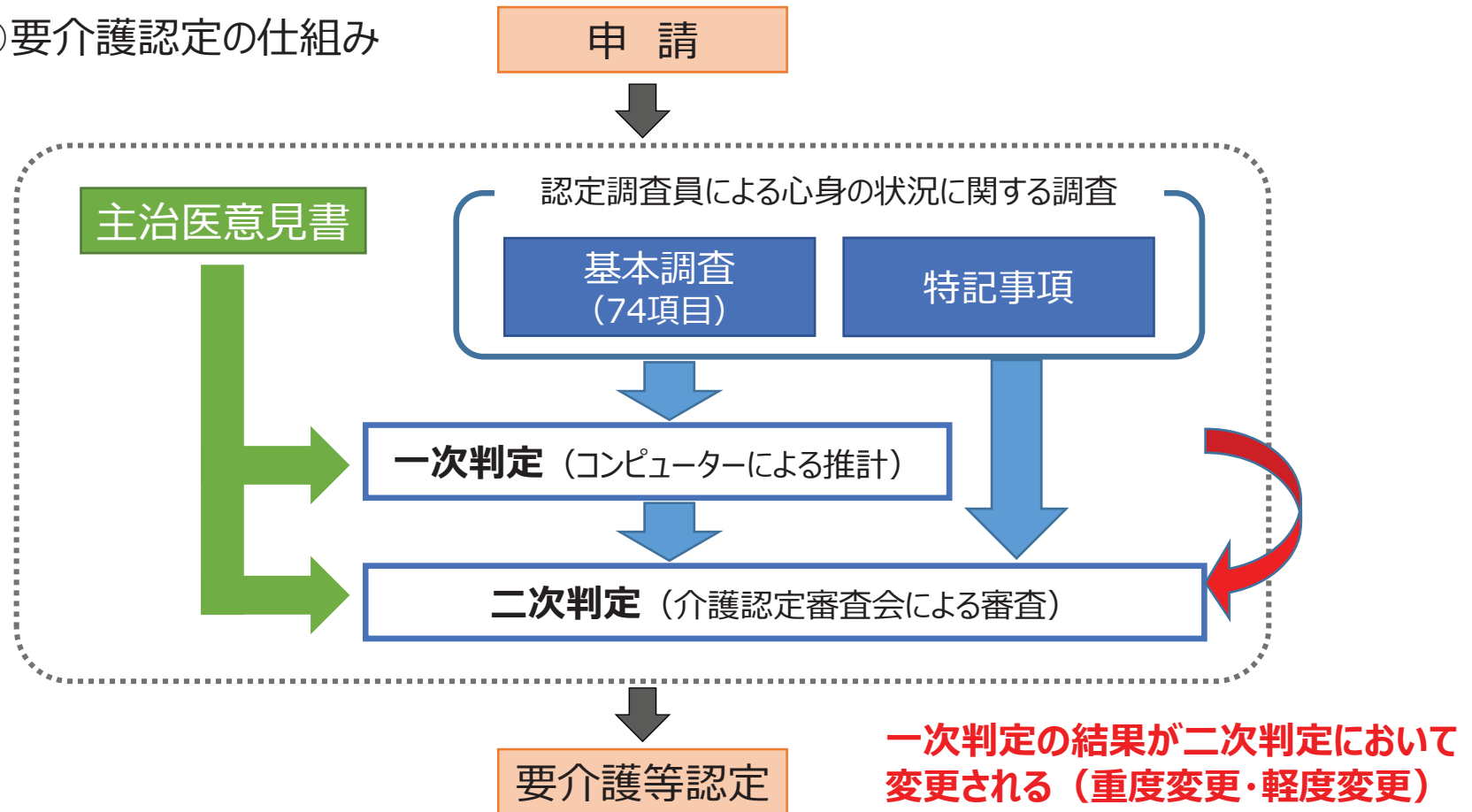


(注目する地域) 市川市

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

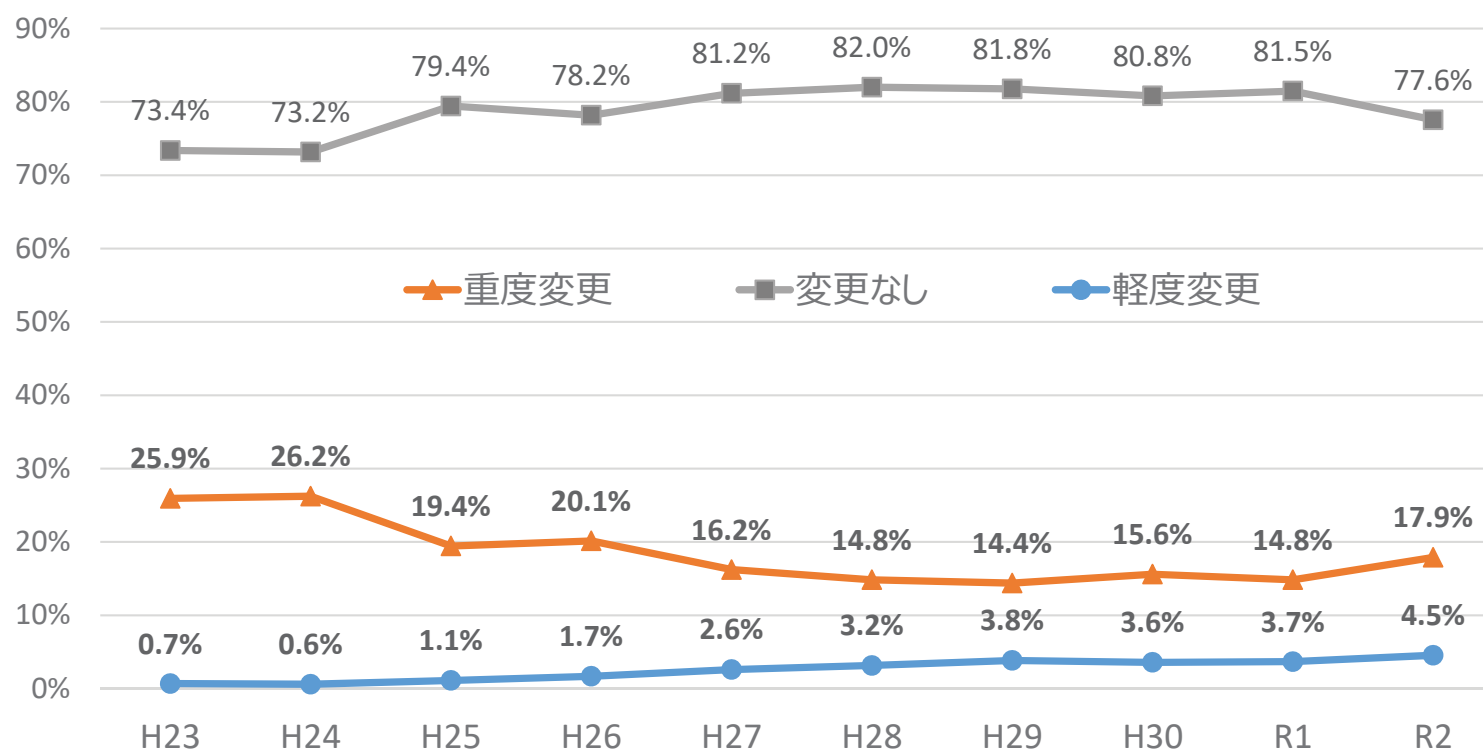
# 参考) 二次判定における変更率

○要介護認定の仕組み



# 参考) 二次判定における変更率

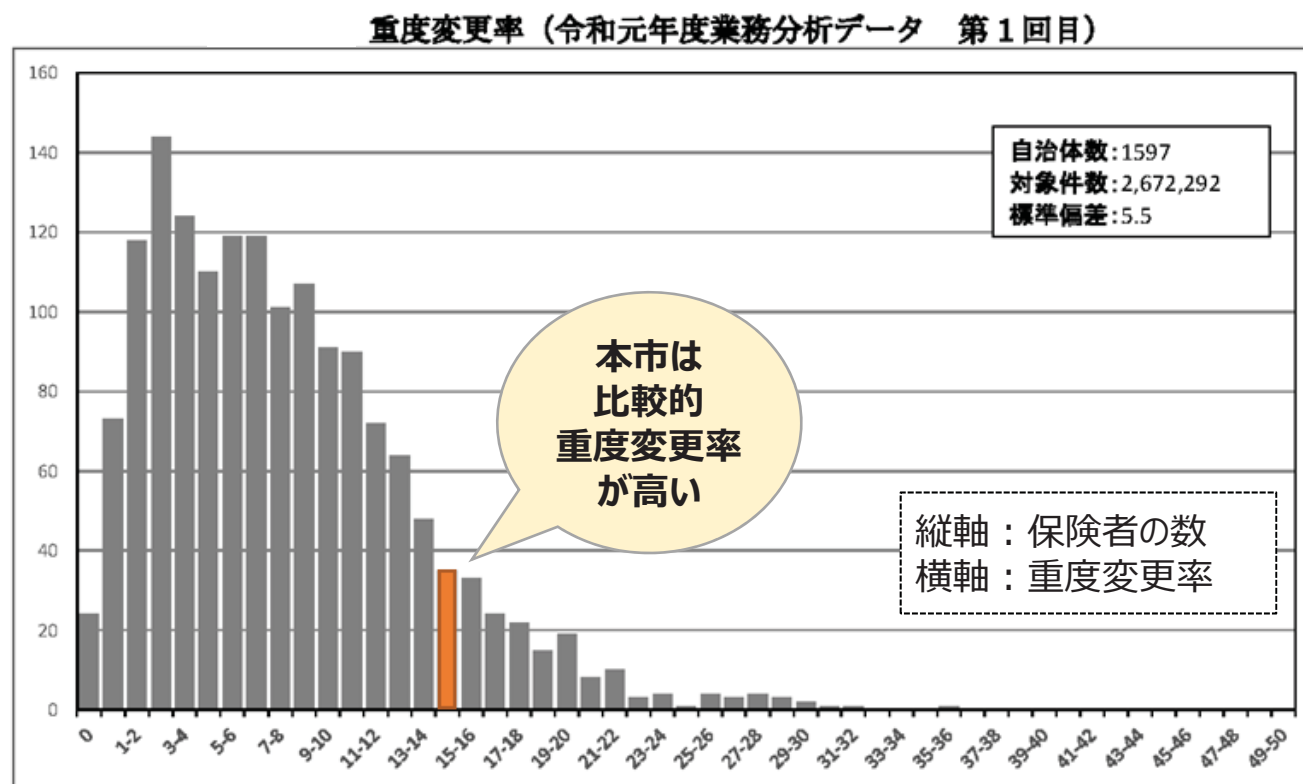
## 市川市介護認定審査会における変更状況



※H25のみ8月分までの集計

## 参考) 二次判定における変更率

- 令和元年度 重度変更率 (認定審査会の審査のうち一次判定より重度に変更となった割合)  
**市川市 : 14.8%** 全国平均 : 7.7%



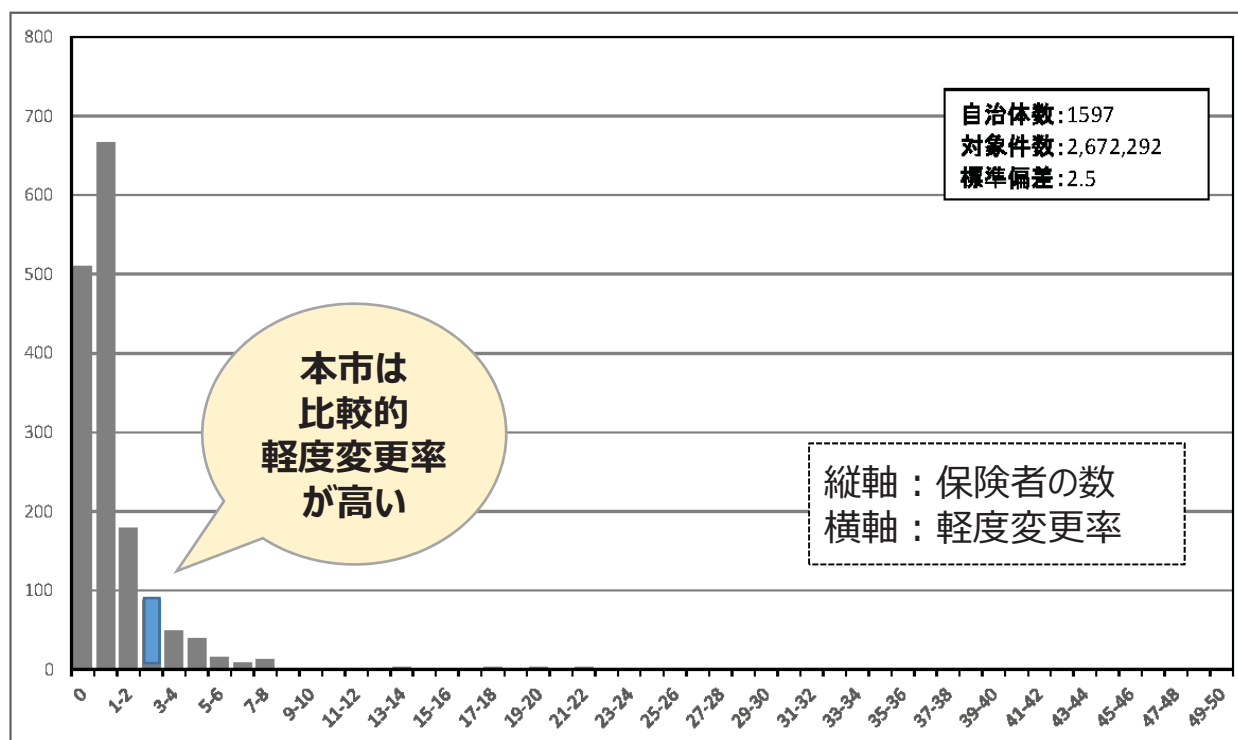
出典: 「令和元年度要介護認定適正化事業報告書」(令和2年3月・厚生労働省老健局老人保健課) より

## 参考) 二次判定における変更率

○令和元年度 軽度変更率（認定審査会の審査のうち一次判定より軽度に変更となった割合）

**市川市 : 3.7%** 全国平均 : 1.1%

軽度変更率（令和元年度業務分析データ 第1回目）



出典：「令和元年度要介護認定適正化事業報告書」（令和2年3月・厚生労働省老健局老人保健課）より



# 1. 認定率 分析

---

- 本市の認定率は、令和2年度末で17.7%となっており、全国平均と比べて低く、千葉県平均と比べて高い。10年以上継続的に上昇しており、近年は全国平均との差が縮小傾向にある。
- 本市の認定率は、浦安市や鎌ヶ谷市と比べて高く、松戸市と同程度であり、船橋市と比べて低い。
- 本市の調整済み認定率は、19.3%となっており、全国平均、千葉県平均、松戸市、浦安市と比べて高く、鎌ヶ谷市と同程度であり、船橋市と比べて低い。
- 本市の調整済み認定率は、軽度・重度とも全国平均と比べて高い。

# 1. 認定率 まとめ

---

- 本市は、全国平均、県平均、近隣市と比べて、調整済み認定率が高く、本来より重度の判定結果となっている可能性がある。
- 要因のひとつとして、二次判定（審査会）の「重度変更」が影響を及ぼしていると考えられるため、認定審査会に共有し、一層の適正化に取り組んでいく。
- また、「軽度認定率」（要支援～要介護2の認定率）については、介護予防施策の影響を受けるとされており、近隣市の取組み等も参考に、「介護予防・日常生活支援総合事業」の改善に努めていく。

## 2. 受給率について

### ○在宅・居住系サービス利用者割合

……介護サービス利用者のうち、居宅サービス（在宅・居住系サービス）を利用している者の割合

### ○（第1号被保険者）サービス受給率

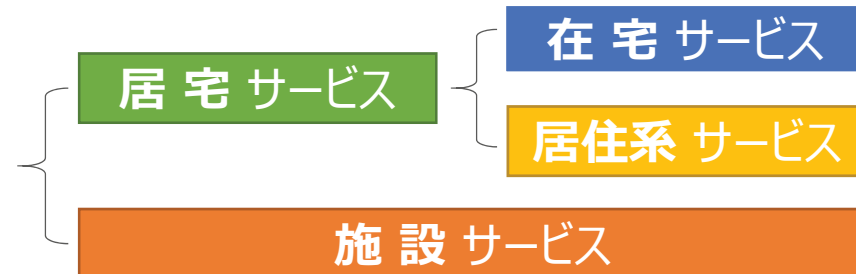
……第1号被保険者のうち、各サービスを受給している者の割合

#### ◆受給率について確認する

①居宅と施設のバランス

②受給率

（在宅・居住系・施設）

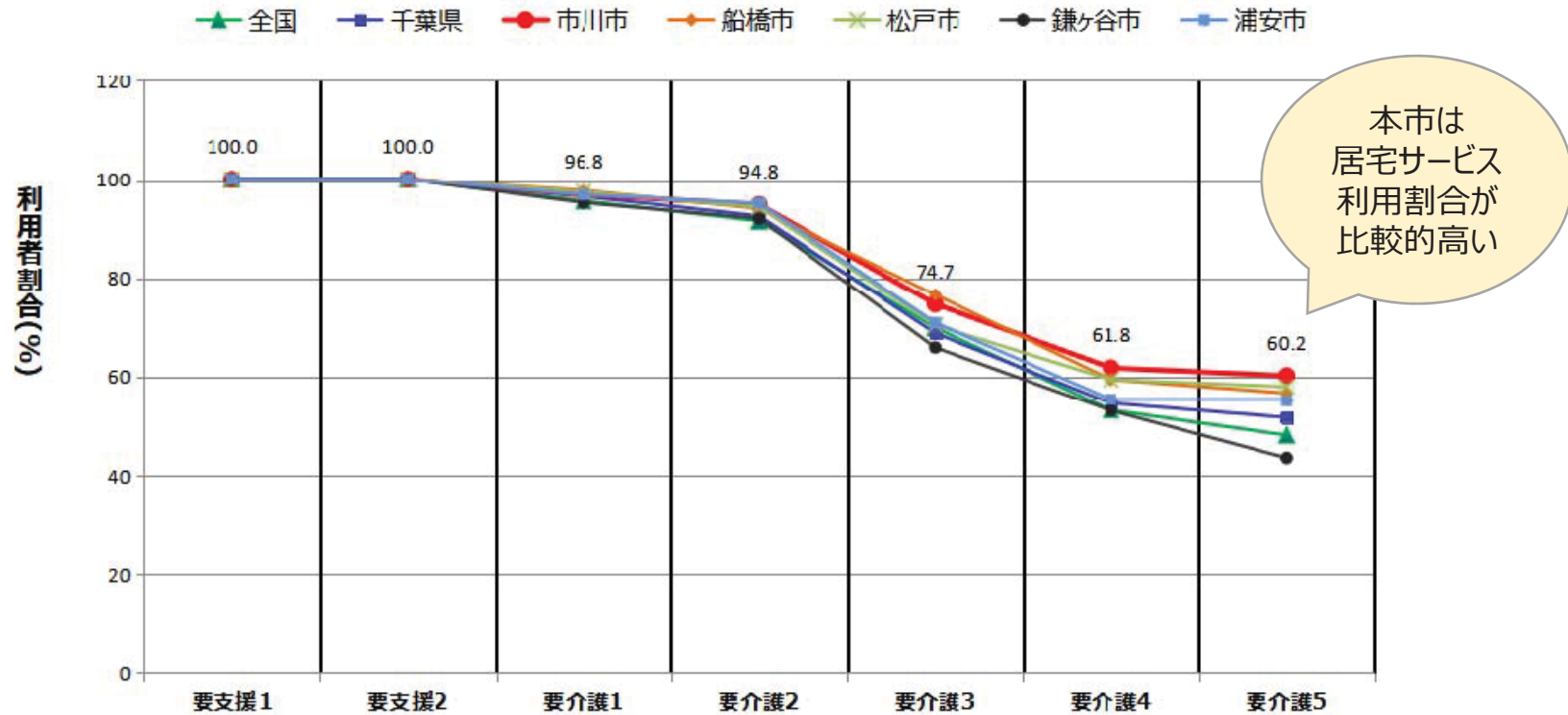


## 参考) サービスの区分

区分	サービス種別
在宅サービス	<p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護</p> <p>○<u>受給者数の算出について</u> 重複カウントを防ぐため、介護予防支援・居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の3サービスの受給者総数の総計を概数としている。</p>
居住系サービス	<p>特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護</p>
施設サービス	<p>介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院</p>

## 2. 受給率（1）居宅と施設のバランス

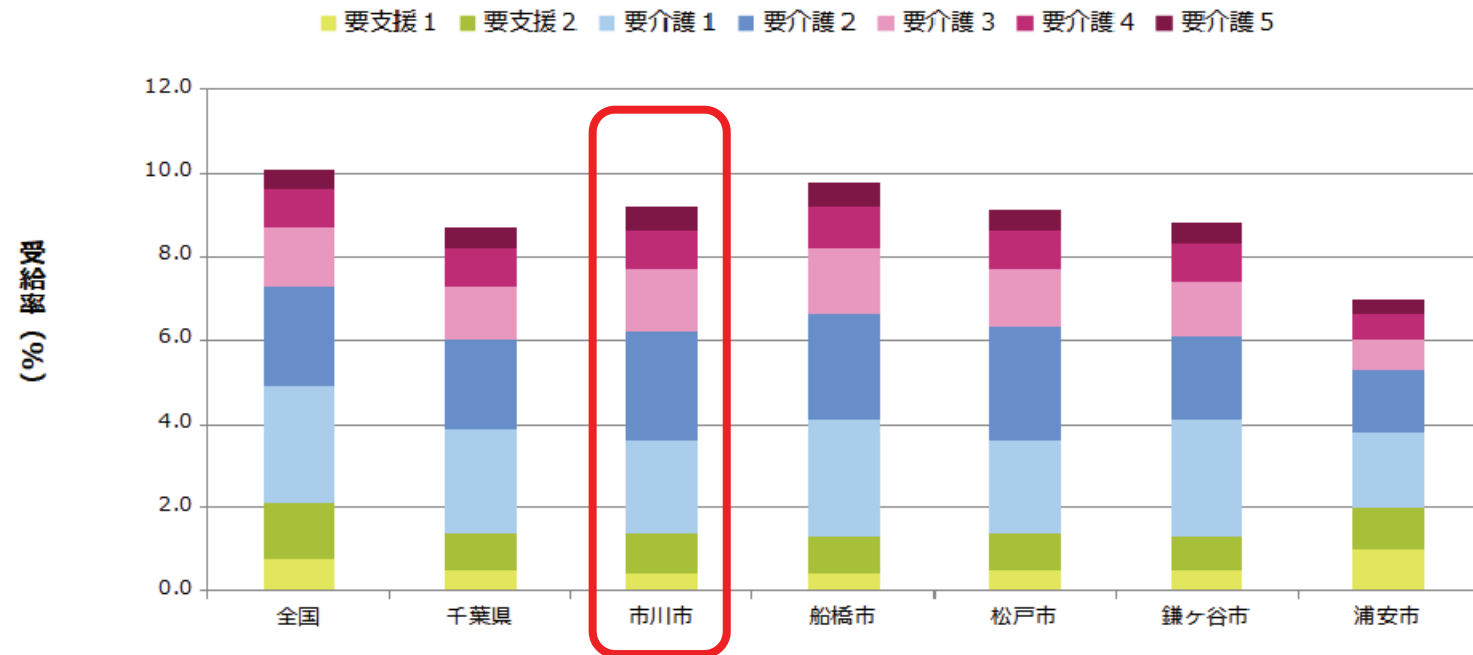
### 在宅・居住系サービス利用者割合



(時点) 令和3年(2021年)  
 (出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

## 2. 受給率（2）①在宅サービスの受給率

受給率（在宅サービス）（要介護度別）

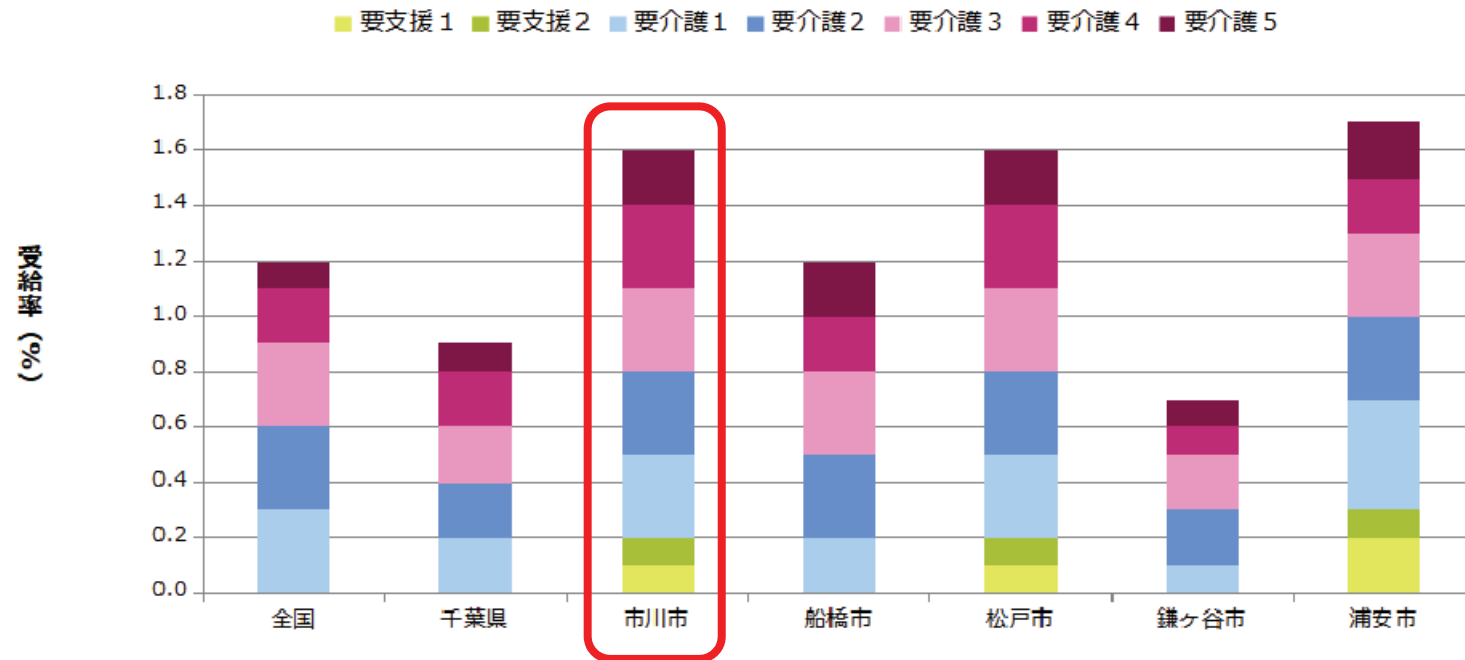


（時点）令和3年(2021年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

## 2. 受給率（2）②居住系サービスの受給率

### 受給率（居住系サービス）（要介護度別）



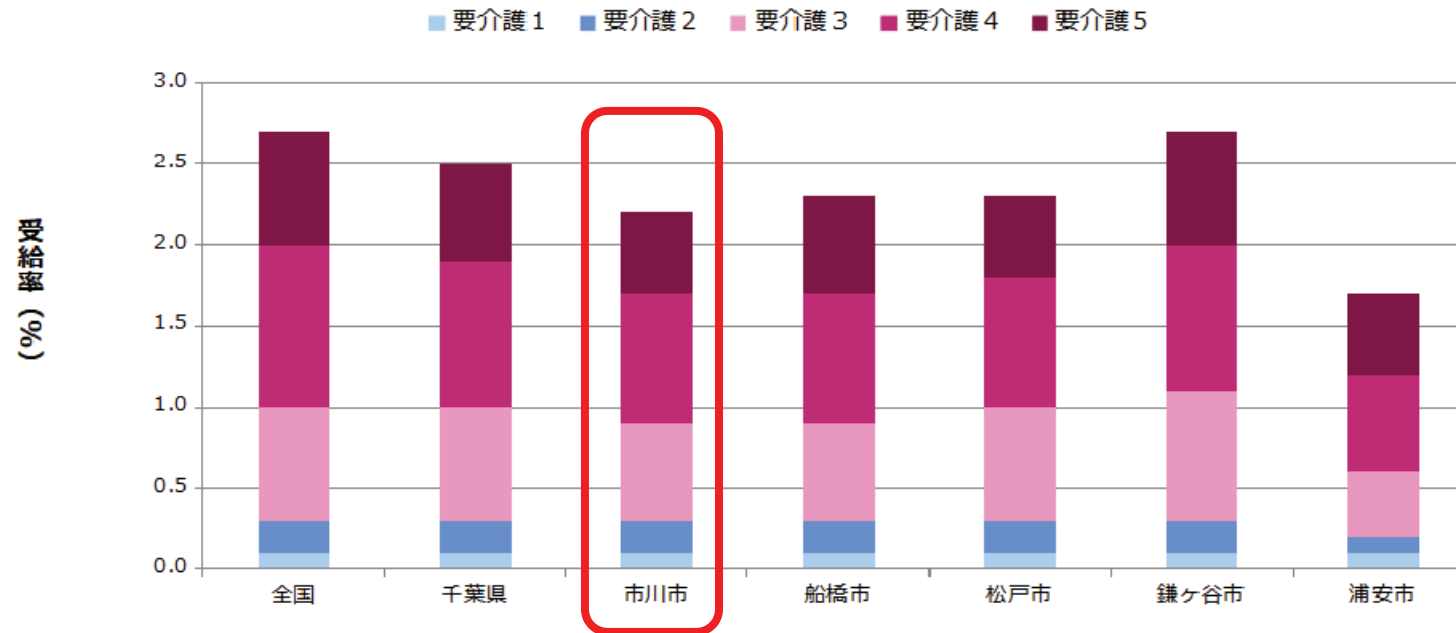
(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

注) 受給率0.1%未満はグラフ表示なし

## 2. 受給率（2）③施設サービスの受給率

受給率（施設サービス）（要介護度別）



(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

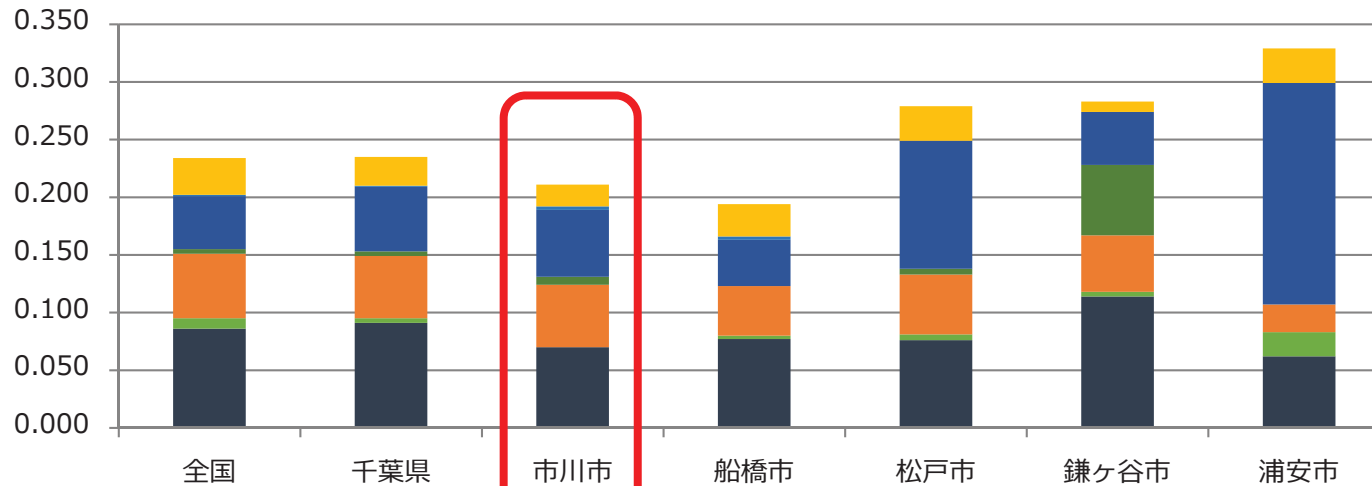


# 参考) 施設・居住系の定員【近隣市比較】

## 要支援・要介護者1人あたり定員（施設及び居住系）

要支援・要介護者1人あたり定員（サービス別）（人）

- 介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院
- 特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護

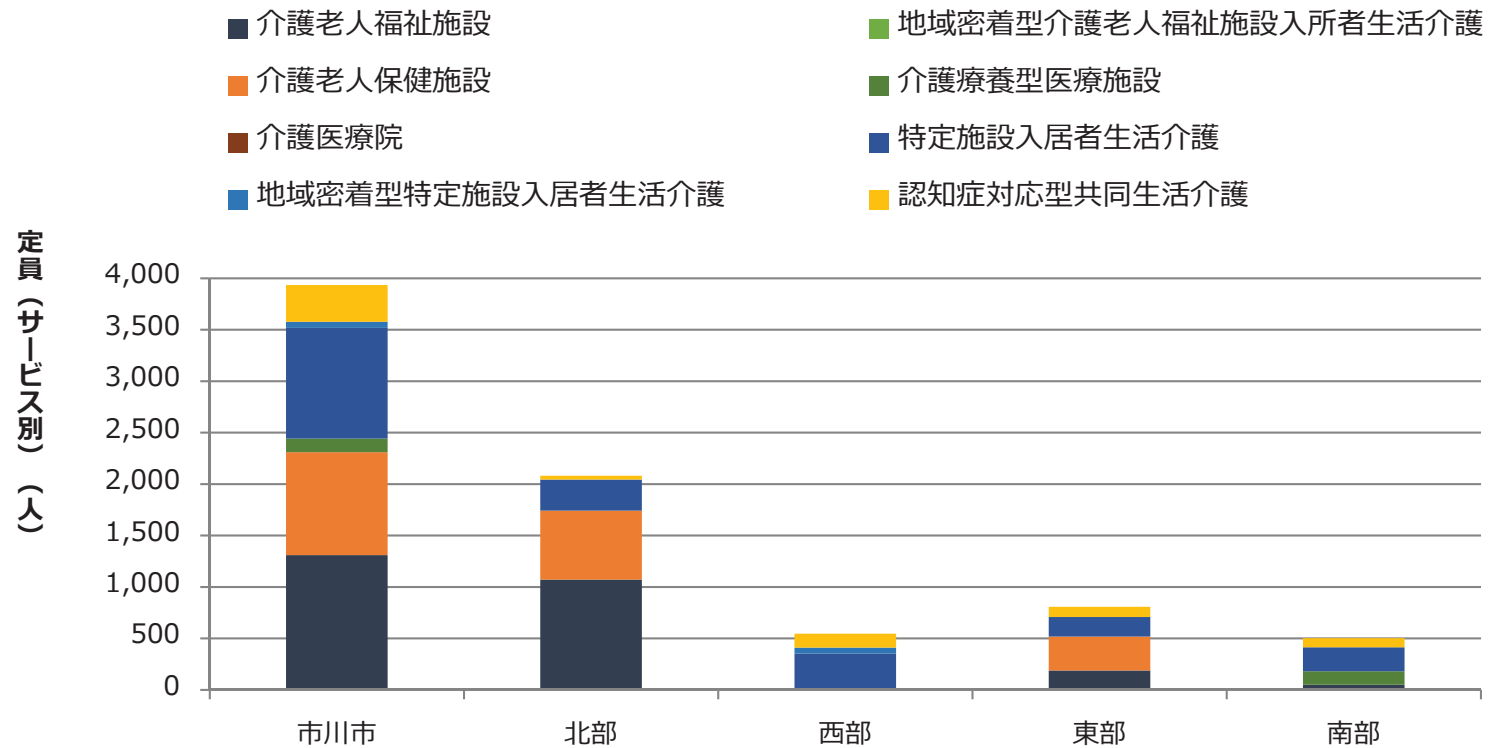


(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 介護サービス情報公表システム

# 参考) 施設・居住系の定員【日常生活圏域】

## 定員（施設及び居住系）



(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 介護サービス情報公表システム

## 2. 受給率 分析

---

- 居宅（在宅・居住系）サービスと施設サービスのバランスについて、本市は比較的居宅サービスの利用割合が高く、要介護4、5の重度者においても、約6割が在宅・居住系サービスを利用している。
- 第1号被保険者におけるサービスの受給率は、居住系サービスのみが全国平均と比べて高い受給率となっている。
- 市内に所在する施設及び居住系サービスの要支援・要介護者1人あたり定員は、全国平均、県平均、近隣市と比べて少ない。
- 日常生活圏域別の定員数は、施設サービスは北部に多く、居住系サービスは全圏域に展開している。

## 2. 受給率 まとめ

---

- 本市は、要介護者に対する介護保険施設の定員が比較的少なく、比較的重度の要介護者も、居住系サービスや在宅サービスを利用する機会が多い。
- 将来的に予想される重度の要介護者の増加に備え、サービス受給のバランスが保たれるよう引き続き注視するとともに、地域の実情を踏まえた施設及び居住系サービスの適正確保に努めていく。
- 在宅サービスについては、既に重度者のケアの受け皿として機能していることに鑑み、医療介護連携の推進や、地域密着型サービスの拡大により、更なる充実を図っていく。

## 3. 1人あたり給付費について

---

### ○第1号被保険者1人あたり給付費

……サービス給付費（在宅、居住系、施設）総額を、第1号被保険者数で除した額

【視点】 介護保険財政の健全性

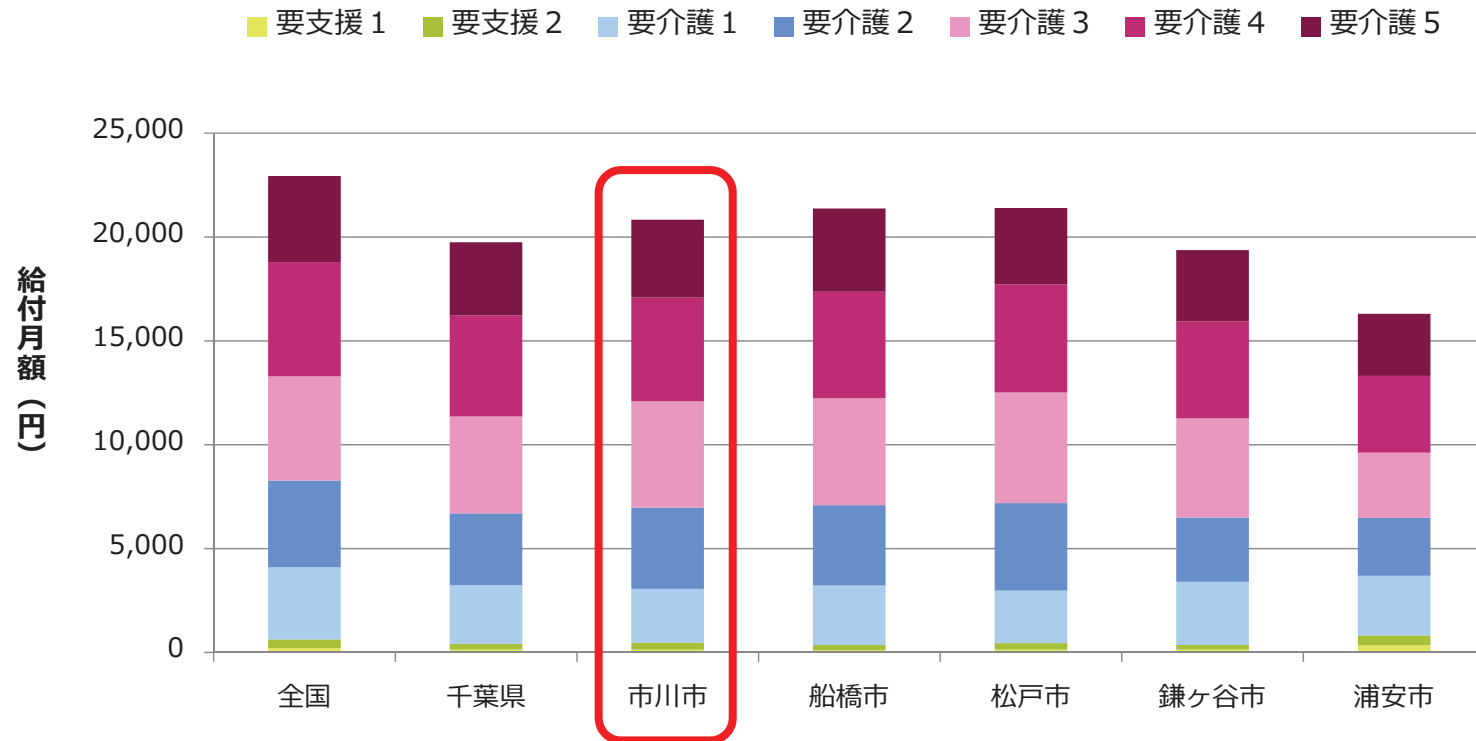
### ○在宅サービス受給者1人あたり給付費

……在宅サービスの給付費総額を、在宅サービスの受給者数の総和で除した額

【視点】 在宅サービスの適正な利用

### 3. 1人あたり給付費（第1号被保険者）

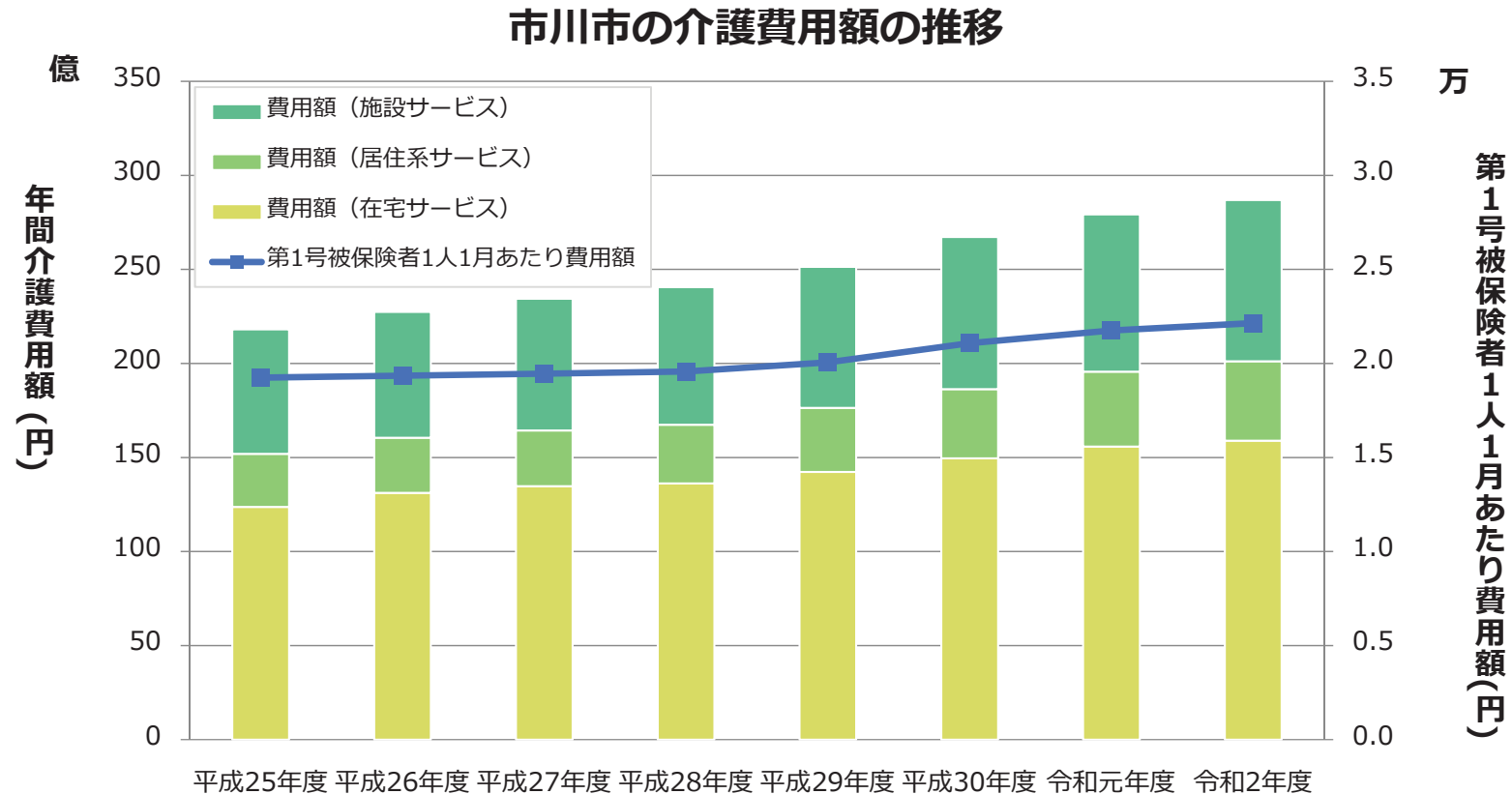
第1号被保険者1人あたり給付月額（全サービス合計）



（時点）令和3年

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

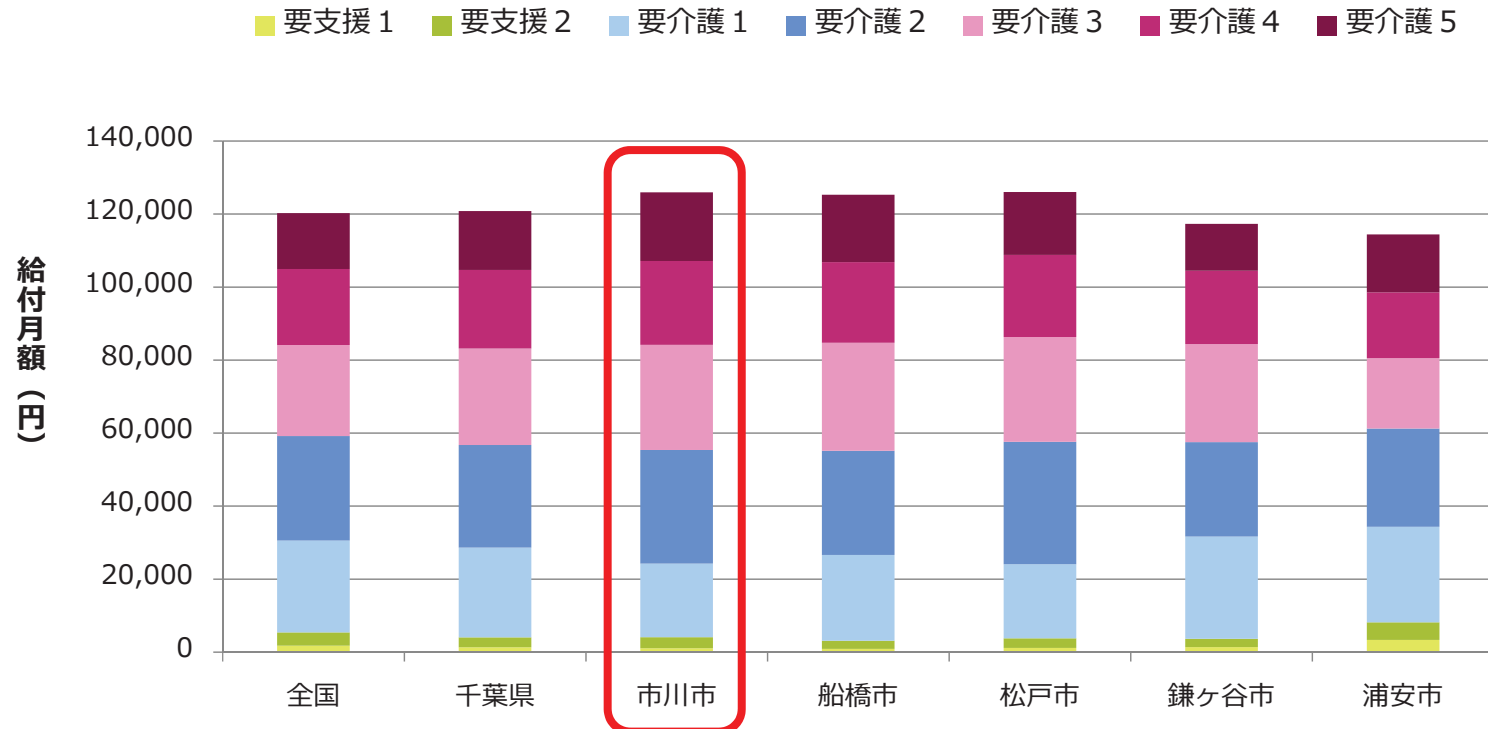
# 参考) 費用額の推移



(出典) 【費用額】平成25年度から令和元年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和2年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計（※補足給付は費用額に含まれていない）【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

### 3. 1人あたり給付費（在宅サービス受給者）

在宅サービス受給者1人あたり給付月額



(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）



### 3. 1人あたり給付費 分析

---

- 本市の第1号被保険者1人あたり給付月額、千葉県平均、鎌ヶ谷市、浦安市と比べて高く、全国平均、船橋市、松戸市と比べて低い。
- 在宅サービス受給者1人あたり給付月額は、全国平均、県平均、鎌ヶ谷市、浦安市と比べて高く、船橋市、松戸市とはほぼ同程度となっている。

### 3. 1人あたり給付費 まとめ

---

- 在宅サービスについては、過剰なサービス提供とならないよう、ケアプラン点検において、要介護認定ごとの「区分支給限度額」に対する計画率の高いプランを中心に点検することで、給付の適正化を図っていく。
- サービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、令和3年10月から、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出し、点検・検証する仕組みが導入されており、今年度実施予定である。介護保険サービスが、入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、点検を進めていく。

令和4年2月4日(金)

## ■令和3年度「市川市介護保険事業の特徴把握」(参考資料)

○【参考】基礎データ(令和2年度末 ※全国の人口を除く)

			全国	千葉県	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	浦安市
1	人口(※)	(人)	126,654,244	6,281,173	496,842	644,175	497,769	110,024	170,712
2	第1号被保険者	(人)	35,789,512	1,723,051	105,416	154,607	128,352	31,405	30,343
3	高齢化率(第1号被/人口)	(%)	28.3%	27.4%	21.2%	24.0%	25.8%	28.5%	17.8%
4	第1号被に占める割合(65-74歳)	(%)	48.8%	49.7%	49.9%	47.0%	47.9%	48.4%	55.0%
5	第1号被に占める割合(75-84歳)	(%)	33.9%	35.6%	35.5%	38.1%	37.4%	38.8%	33.6%
6	第1号被に占める割合(85歳以上)	(%)	17.3%	14.7%	14.6%	14.9%	14.7%	12.7%	11.5%

※全国：令和3年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口(総務省自治行政局住民制度課) / 各市：千葉県毎月常住人口調査月報(千葉県総合企画部統計課)

## 1. 認定率関係

○認定率及び調整済み認定率(令和2年度末)

			全国	千葉県	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	浦安市
7	認定者数(要支援1)	(人)	948,954	39,982	2,519	3,309	3,005	772	905
8	認定者数(要支援2)	(人)	929,624	37,570	2,784	4,140	3,000	667	560
9	認定者数(要介護1)	(人)	1,380,017	61,638	3,479	6,148	4,004	1,200	844
10	認定者数(要介護2)	(人)	1,139,021	48,724	3,481	5,022	4,428	810	619
11	認定者数(要介護3)	(人)	887,351	40,327	2,740	3,976	3,268	737	451
12	認定者数(要介護4)	(人)	834,279	36,109	2,206	3,382	2,780	653	462
13	認定者数(要介護5)	(人)	569,407	23,724	1,481	2,360	1,776	418	327
14	合計認定者数	(人)	6,688,653	288,074	18,690	28,337	22,261	5,257	4,168
15	認定率(要支援1)	(%)	2.7	2.3	2.4	2.1	2.3	2.5	3.0
16	認定率(要支援2)	(%)	2.6	2.2	2.6	2.7	2.3	2.1	1.8
17	認定率(要介護1)	(%)	3.9	3.6	3.3	4.0	3.1	3.8	2.8
18	認定率(要介護2)	(%)	3.2	2.8	3.3	3.2	3.4	2.6	2.0
19	認定率(要介護3)	(%)	2.5	2.3	2.6	2.6	2.5	2.3	1.5
20	認定率(要介護4)	(%)	2.3	2.1	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5
21	認定率(要介護5)	(%)	1.6	1.4	1.4	1.5	1.4	1.3	1.1
22	合計認定率	(%)	18.7	16.7	17.7	18.3	17.3	16.7	13.7
23	調整済み認定率(要支援1)	(%)	2.7	2.5	2.5	2.2	2.4	2.6	3.6
24	調整済み認定率(要支援2)	(%)	2.6	2.3	2.8	2.8	2.5	2.4	2.3
25	調整済み認定率(要介護1)	(%)	3.9	3.9	3.6	4.2	3.3	4.3	3.6
26	調整済み認定率(要介護2)	(%)	3.2	3.1	3.6	3.5	3.7	3.0	2.5
27	調整済み認定率(要介護3)	(%)	2.5	2.6	2.9	2.8	2.8	2.8	1.9
28	調整済み認定率(要介護4)	(%)	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.5	2.0
29	調整済み認定率(要介護5)	(%)	1.6	1.5	1.6	1.7	1.5	1.6	1.4
30	調整済み【軽度】認定率	(%)	12.4	11.8	12.5	12.7	11.9	12.3	12.0
31	調整済み【重度】認定率	(%)	6.4	6.4	6.8	6.9	6.7	6.9	5.3
32	合計調整済み認定率	(%)	18.7	18.2	19.3	19.5	18.7	19.3	17.3

## ■令和3年度「市川市介護保険事業の特徴把握」データ

### ○在宅・居住系利用割合（令和3年8月報告）

			全国	千葉県	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	浦安市
1	在宅・居住系利用割合（要支援1）	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2	在宅・居住系利用割合（要支援2）	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3	在宅・居住系利用割合（要介護1）	(%)	95.6	96.5	96.8	97.7	97.4	95.2	96.8
4	在宅・居住系利用割合（要介護2）	(%)	91.5	92.5	94.8	94.0	94.3	92.0	95.1
5	在宅・居住系利用割合（要介護3）	(%)	69.9	68.8	74.7	76.6	70.4	65.9	70.9
6	在宅・居住系利用割合（要介護4）	(%)	53.2	54.6	61.8	59.4	59.4	53.1	55.4
7	在宅・居住系利用割合（要介護5）	(%)	48.1	51.7	60.2	56.7	58.0	43.5	55.1

### ○在宅サービス受給率（令和3年8月報告）

			全国	千葉県	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	浦安市
8	第1号被保険者数（令和3年7月末）	(人)	35,844,074	1,727,279	105,614	154,822	128,489	31,437	30,527
9	受給者数_在宅サービス（要支援1）	(人)	292,547	8,903	446	542	590	173	310
10	受給者数_在宅サービス（要支援2）	(人)	461,496	15,176	1,019	1,359	1,188	241	313
11	受給者数_在宅サービス（要介護1）	(人)	993,317	43,358	2,348	4,350	2,765	871	553
12	受給者数_在宅サービス（要介護2）	(人)	849,702	36,733	2,735	3,828	3,471	623	463
13	受給者数_在宅サービス（要介護3）	(人)	489,444	22,420	1,620	2,462	1,853	417	227
14	受給者数_在宅サービス（要介護4）	(人)	333,609	15,006	989	1,535	1,204	279	175
15	受給者数_在宅サービス（要介護5）	(人)	196,643	8,804	634	969	698	143	121
16	合計受給者数_在宅サービス	(人)	3,616,757	150,398	9,790	15,045	11,768	2,746	2,162
17	受給率_在宅サービス（要支援1）	(%)	0.8	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	1.0
18	受給率_在宅サービス（要支援2）	(%)	1.3	0.9	1.0	0.9	0.9	0.8	1.0
19	受給率_在宅サービス（要介護1）	(%)	2.8	2.5	2.2	2.8	2.2	2.8	1.8
20	受給率_在宅サービス（要介護2）	(%)	2.4	2.1	2.6	2.5	2.7	2.0	1.5
21	受給率_在宅サービス（要介護3）	(%)	1.4	1.3	1.5	1.6	1.4	1.3	0.7
22	受給率_在宅サービス（要介護4）	(%)	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9	0.6
23	受給率_在宅サービス（要介護5）	(%)	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4
24	合計受給率_在宅サービス	(%)	10.1	8.7	9.3	9.7	9.2	8.7	7.1

■令和3年度「市川市介護保険事業の特徴把握」データ

○居住系サービス受給率（令和3年8月報告）

			全国	千葉県	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	浦安市
1	第1号被保険者数（令和3年7月末）	（人）	35,844,074	1,727,279	105,614	154,822	128,489	31,437	30,527
2	受給者数_居住系サービス（要支援1）	（人）	17,614	805	58	68	78	11	55
3	受給者数_居住系サービス（要支援2）	（人）	16,309	602	64	45	76	3	36
4	受給者数_居住系サービス（要介護1）	（人）	105,369	3,889	296	327	331	40	129
5	受給者数_居住系サービス（要介護2）	（人）	105,580	4,097	311	443	380	51	95
6	受給者数_居住系サービス（要介護3）	（人）	96,634	3,959	340	464	370	50	82
7	受給者数_居住系サービス（要介護4）	（人）	79,286	3,504	304	371	376	44	69
8	受給者数_居住系サービス（要介護5）	（人）	49,045	2,238	177	233	232	22	51
9	合計受給者数_居住系サービス	（人）	469,836	19,094	1,550	1,952	1,842	221	516
10	受給率_居住系サービス（要支援1）	（%）	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2
11	受給率_居住系サービス（要支援2）	（%）	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
12	受給率_居住系サービス（要介護1）	（%）	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.1	0.4
13	受給率_居住系サービス（要介護2）	（%）	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3
14	受給率_居住系サービス（要介護3）	（%）	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3
15	受給率_居住系サービス（要介護4）	（%）	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.1	0.2
16	受給率_居住系サービス（要介護5）	（%）	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2
17	合計受給率_居住系サービス	（%）	1.3	1.1	1.5	1.3	1.4	0.7	1.7

○施設サービス受給率（令和3年8月報告）

			全国	千葉県	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	浦安市
18	受給者数_施設サービス（要支援1）	（人）	1	0	0	0	0	0	0
19	受給者数_施設サービス（要支援2）	（人）	1	0	0	0	0	0	0
20	受給者数_施設サービス（要介護1）	（人）	50,888	1,720	87	111	84	46	22
21	受給者数_施設サービス（要介護2）	（人）	88,368	3,313	168	270	235	59	29
22	受給者数_施設サービス（要介護3）	（人）	251,957	11,942	665	895	937	241	127
23	受給者数_施設サービス（要介護4）	（人）	363,797	15,412	798	1,305	1,078	285	196
24	受給者数_施設サービス（要介護5）	（人）	264,892	10,332	536	917	672	215	141
25	合計受給者数_施設サービス	（人）	1,019,903	42,719	2,254	3,498	3,005	847	515
26	受給率_施設サービス（要支援1）	（%）	0	0	0	0	0	0	0
27	受給率_施設サービス（要支援2）	（%）	0	0	0	0	0	0	0
28	受給率_施設サービス（要介護1）	（%）	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
29	受給率_施設サービス（要介護2）	（%）	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
30	受給率_施設サービス（要介護3）	（%）	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.8	0.4
31	受給率_施設サービス（要介護4）	（%）	1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.6
32	受給率_施設サービス（要介護5）	（%）	0.7	0.6	0.5	0.6	0.5	0.7	0.5
33	合計受給率_施設サービス	（%）	2.8	2.5	2.1	2.3	2.3	2.7	1.7

## ■令和3年度「市川市介護保険事業の特徴把握」データ

### ○施設及び居住系サービス定員（令和2年度）【近隣市】

			市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	浦安市
1	合計認定者数（令和2年度末）	（人）	18,690	28,337	22,261	5,257	4,168
2	定員（介護老人福祉施設）	（人）	1,310	2,184	1,699	600	258
3	定員（介護老人保健施設）	（人）	1,000	1,217	1,150	260	100
4	定員（介護療養型医療施設）	（人）	131	-	114	320	-
5	定員（地密介護老人福祉施設）	（人）	-	78	116	20	87
6	定員（介護医療院）	（人）	-	-	-	-	-
7	定員合計（施設サービス）	（人）	2,441	3,479	3,079	1,200	445
8	定員（特定施設入居者生活介護）	（人）	1,077	1,120	2,467	244	799
9	定員（認知症対応型共同生活介護）	（人）	359	790	677	45	126
10	定員（地域密着型特定施設入居者生活介護）	（人）	58	87	-	-	-
11	定員合計（居住系サービス）	（人）	1,494	1,997	3,144	289	925
12	要介護等1人あたり定員（介護老人福祉施設）	（人）	0.07	0.08	0.08	0.11	0.06
13	要介護等1人あたり定員（介護老人保健施設）	（人）	0.05	0.04	0.05	0.05	0.02
14	要介護等1人あたり定員（介護療養型医療施設）	（人）	0.01	-	0.01	0.06	-
15	要介護等1人あたり定員（地密介護老人福祉施設）	（人）	-	0.00	0.01	0.00	0.02
16	要介護等1人あたり定員（介護医療院）	（人）	-	-	-	-	-
17	要介護等1人あたり定員合計（施設サービス）	（人）	0.13	0.12	0.14	0.23	0.11
18	要介護等1人あたり定員（特定施設入居者生活介護）	（人）	0.06	0.04	0.11	0.05	0.19
19	要介護等1人あたり定員（認知症対応型共同生活介護）	（人）	0.02	0.03	0.03	0.01	0.03
20	要介護等1人あたり定員（地密特定入居者生活介護）	（人）	0.00	0.00	-	-	-
21	要介護等1人あたり定員合計（居住系サービス）	（人）	0.08	0.07	0.14	0.05	0.22

### ○施設及び居住系サービス定員（令和2年度）【日常生活圏域】

			市川市	北部	西部	東部	南部
22	定員（介護老人福祉施設）	（人）	1,310	1,072	0	188	50
23	定員（介護老人保健施設）	（人）	1,000	670	0	330	0
24	定員（介護療養型医療施設）	（人）	131	-	-	-	131
25	定員（地密介護老人福祉施設）	（人）	-	-	-	-	-
26	定員（介護医療院）	（人）	-	-	-	-	-
27	定員合計（施設サービス）	（人）	2,441	1,742	0	518	181
28	定員（特定施設入居者生活介護）	（人）	1,077	302	353	190	232
29	定員（認知症対応型共同生活介護）	（人）	359	36	135	99	89
30	定員（地域密着型特定施設入居者生活介護）	（人）	58	-	58	-	-
31	定員合計（居住系サービス）	（人）	1,494	338	546	289	321

## ■令和3年度「市川市介護保険事業の特徴把握」データ

### ○第1号被保険者1人当たり給付費（令和3年度8月報告）

			全国	千葉県	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	浦安市
1	第1号被保険者数（令和3年7月末）	（人）	35,844,074	1,727,279	105,614	154,822	128,489	31,437	30,527
2	1人あたり給付月額（要支援1）	（円）	204	142	133	111	141	138	350
3	1人あたり給付月額（要支援2）	（円）	418	274	337	245	306	216	463
4	1人あたり給付月額（要介護1）	（円）	3,475	2,818	2,586	2,860	2,526	3,044	2,873
5	1人あたり給付月額（要介護2）	（円）	4,179	3,458	3,916	3,871	4,217	3,098	2,790
6	1人あたり給付月額（要介護3）	（円）	5,011	4,658	5,114	5,147	5,318	4,767	3,138
7	1人あたり給付月額（要介護4）	（円）	5,503	4,861	4,994	5,131	5,212	4,675	3,699
8	1人あたり給付月額（要介護5）	（円）	4,141	3,534	3,750	4,004	3,671	3,429	2,988
9	1人あたり給付月額（計）	（円）	22,933	19,746	20,829	21,369	21,392	19,367	16,300

### ○受給者1人当たり給付費（令和3年度8月報告）

			全国	千葉県	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	浦安市
10	1人あたり給付月額（要支援1）	（円）	1,736	1,311	1,067	867	1,142	1,339	3,322
11	1人あたり給付月額（要支援2）	（円）	3,662	2,735	2,986	2,227	2,635	2,314	4,843
12	1人あたり給付月額（要介護1）	（円）	25,170	24,592	20,172	23,516	20,264	27,981	26,148
13	1人あたり給付月額（要介護2）	（円）	28,589	28,078	31,146	28,514	33,555	25,867	26,941
14	1人あたり給付月額（要介護3）	（円）	24,972	26,454	28,767	29,618	28,718	26,876	19,262
15	1人あたり給付月額（要介護4）	（円）	20,794	21,510	23,012	22,100	22,481	20,070	18,037
16	1人あたり給付月額（要介護5）	（円）	15,335	16,137	18,806	18,429	17,226	12,836	15,857
17	1人あたり給付月額（計）	（円）	120,258	120,817	125,956	125,270	126,021	117,282	114,409

### 参考）市川市介護費用額の推移

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1号被保険者1人1月あたり費用額	（千円）	19.2	19.3	19.5	19.6	20.1	21.1	21.8	22.1
費用額	（億円）	218.1	227.4	234.4	240.6	251.3	267.2	279.3	286.9
	費用額（在宅サービス）（億円）	123.8	131.2	134.8	136.2	142.3	149.6	155.8	158.9
	費用額（居住系サービス）（億円）	28.2	29.3	29.6	31.2	34.1	36.8	39.8	42.2
	費用額（施設サービス）（億円）	66.2	66.9	70.1	73.2	74.9	80.9	83.6	85.8
費用額	（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
【構成比】	費用額（在宅サービス）（%）	56.7	57.7	57.5	56.6	56.6	56.0	55.8	55.4
	費用額（居住系サービス）（%）	12.9	12.9	12.6	13.0	13.6	13.8	14.2	14.7
	費用額（施設サービス）（%）	30.3	29.4	29.9	30.4	29.8	30.3	30.0	29.9

## 令和4年度 市川市介護保険地域運営委員会開催予定（案）

開催月	内容			
	(1) 地域包括支援センターの運営に関する事	(2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営に関する事	(3) 保険給付の適正化に関する事	その他
R4.4月				
R4.5月				
R4.6月				
R4.7月				
R4.8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度事業報告</li> <li>令和3年度運営評価報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の指定及び指定更新について</li> </ul>	令和3年度事業報告	
第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型サービスの公募について</li> </ul>		
R4.9月				
R4.10月				
R4.11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の指定及び指定更新について</li> </ul>		
第2回				
R4.12月				
R5.1月				
R5.2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の指定及び指定更新について</li> </ul>	保険給付適正化に関する事項 (令和5年度事業計画について)	
第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>【諮問】令和5年度事業計画について</li> <li>【諮問】基本指針・運営指針について（仮）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型サービスの公募について</li> </ul>		
R5.3月				